

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>支払をした後に寄せられた架空請求に関する消費生活相談件数</p>									
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、警察庁、金融庁、法務省、経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 架空請求個別事案の調査・法的措置 ・ 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施 ・ 業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の依頼等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空請求個別事案の調査・法的措置 ・ 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等） 	令和3年度	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施 ・ 業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の依頼等 	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空請求個別事案の調査・法的措置 ・ 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等） 									
令和3年度										
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施 ・ 業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の依頼等 									
令和5年度										
令和6年度										

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ウ 被害の拡大防止を意識した悪質商法 事犯の取締りの推進	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）は、多大な被害をもたらすものであることから、関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯の早期把握に努めるとともに、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進等による早期事件化により、被害の拡大防止を図る。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>悪質商法事犯の取締状況</p> <p>※令和元年の取締り状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利殖勧誘事犯：41 事件、検挙人員：176 人 ・特定商取引等事犯：132 事件、検挙人員：230 人 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5">関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り エ 生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行ツール対策の推進	担当省庁	警察庁、関係府省庁等
-----	--	------	------------

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>生活経済事犯の多くで、預貯金口座や携帯電話等に係るサービスが悪用されていることから、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する携帯電話契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策を推進する。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>情報提供、解約要請等の実施状況</p> <p>※令和元年の情報提供、解約要請等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供件数：11,881件 ・携帯電話契約者確認の求めを行った件数：1,955件 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1131 1380 1411"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1131 651 1176">年度</th> <th data-bbox="651 1131 1380 1176">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1176 651 1220">令和2年度</td> <td data-bbox="651 1176 1380 1220" rowspan="5">生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1220 651 1265">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1265 651 1310">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1310 651 1355">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1355 651 1411">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り オ 偽造キャッシュカード等による被害 の拡大防止等への対策の推進	担当省庁	金融庁、警察庁
-----	--	------	---------

施策概要	<p>○ 金融庁、警察庁の取組</p> <p>偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <p>金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IC キャッシュカード対応 ATM が全体の ATM に占める割合 ・ 生体認証機能付 IC キャッシュカード対応 ATM が全体の ATM に占める割合 ・ IC キャッシュカード導入済金融機関 ・ 生体認証機能付 IC キャッシュカード導入済金融機関 ・ 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関 ・ 法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁、警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関への注意喚起の実施 ・ 各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関への注意喚起の実施 ・ 各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関への注意喚起の実施 ・ 各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進 								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り 力 ヤミ金融事犯の取締りの推進	担当省庁	警察庁
-----	--------------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>ヤミ金融事犯については、健全な経済生活を脅かす悪質な事犯であり、また暴力団の資金源となる場合もあることから、当該事犯の徹底した取締りのほか、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等により、被害の予防を図る。</p>										
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>ヤミ金融事犯の取締り状況（ヤミ金融事犯：639 事件（令和元年度）、検挙人員：724 人（令和元年度））</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・ヤミ金融事犯の徹底した取締り</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="2">・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供 ・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・ヤミ金融事犯の徹底した取締り	令和3年度	・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供 ・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供	令和4年度	令和5年度	・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	・ヤミ金融事犯の徹底した取締り										
令和3年度	・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供 ・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供										
令和4年度											
令和5年度	・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防										
令和6年度											

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り キ フィッシング対策の推進	担当省庁	警察庁、総務省
-----	------------------------------------	------	---------

施策概要	<p>○ 警察庁、総務省の取組</p> <p>不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング罪の取締りを推進する。また、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じ、フィッシング被害防止対策を推進する。</p> <p>総務省では、フィッシング対策にも有効な技術的対策の一つとして、受信者が受け取った電子メールについて、当該電子メールの送信者の情報が詐称されている（送信者になりすましている）か否かを確認可能とする「送信ドメイン認証技術」の普及促進に取り組んでおり、迷惑メール対策に関わる関係者が幅広く参画し、関係者による効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的として設立された「迷惑メール対策推進協議会」と連携し、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を策定・公表（平成23年8月に第2版を公表）している。</p>								
KPI - 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィッシング罪の取締り状況（フィッシング罪（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条違反））の検挙件数：2件（令和元年）） ・「迷惑メール対策推進協議会」と連携した「送信ドメイン認証技術」の普及促進状況 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁、総務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング罪の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング罪の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング罪の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ク ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>各都道府県警察等から集約した、海外の偽サイト等に関する URL 情報等を、ウイルス対策ソフト事業者等に提供し、当該サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示を行うなどの対策を推進する。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>海外の偽サイト等に関する URL 情報等のウイルス対策ソフト事業者等への提供（令和元年：16,508 件）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1043 1382 1323"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1043 651 1088">年度</th> <th data-bbox="651 1043 1382 1088">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1088 651 1133">令和2年度</td> <td data-bbox="651 1088 1382 1323" rowspan="5">URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1133 651 1178">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1178 651 1223">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1223 651 1267">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1267 651 1323">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ケ インターネットオークションに係る犯罪の取締り等	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起を実施する。</p>										
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>インターネットオークションに係る犯罪の取締り状況 ※インターネットオークション詐欺の検挙件数：157件（令和元年）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り コ 模倣品被害の防止 ※SDGs 関連: 関連目標 17	担当省庁	消費者庁、警察庁、 財務省、総務省、農 林水産省、経済産業 省、関係府省庁等
-----	--	------	---

施策概要	<p>○ 消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係府省庁等の取組</p> <p>越境取引やインターネット取引などでの模倣品被害を防止するため、関係行政機関が連携して取締りの強化等を行うとともに、取引の関係者にも協力を呼び掛ける。</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>官民連携の農林水産知的財産保護コンソーシアム（委託事業）を通じて、我が国農林水産物・食品の模倣品に係る現地調査やインターネットによる監視等を実施し、地理的表示の登録生産者団体や都道府県等関係団体に情報提供する。また、地理的表示の侵害については、補助事業を通じて、海外における知的財産の保護・侵害対策を支援する。</p>
------	--

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

①模倣品を扱っている可能性のあるインターネットの通信販売サイトについて特定商取引法の遵守状況について調査を行い、同法違反の疑いがある同業者に対して改善指導を行う。

※調査件数：154件（令和2年3月31日現在）（平成30年度109件）

うち、99件（令和2年3月31日現在）（平成30年度93件）に改善指導を実施。

（目標）

違反行為には厳正に対処。

（定義）

インターネット通信販売等の模倣品を扱っている疑いのある通信販売業者の特定商取引法の遵守状況の調査（委託事業）を行い、同法違反の疑いがある同業者に対して消費者庁が改善指導を行った件数。

②模倣品被害の取締り状況

※平成30年の取締り状況

- ・商標権侵害事犯：309事件、検挙人員：364人
- ・著作権侵害事犯：169事件、検挙人員：205人

③全国の税関における知的財産侵害物品の差止状況

※令和元年の取締り状況

- ・輸入差止件数：23,934件
- ・輸入差止点数：1,018,880点

【今後の取組予定】

- 消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等の取組

年度	取組内容
令和2年度	模倣品の取締りと取引関係者への協力要請
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り サ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等	担当省庁	金融庁、財務省
-----	---	------	---------

施策概要	<p>○ 金融庁、財務省の取組</p> <p>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配当金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づく返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>被害者への返金額</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁、財務省の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 999 1382 1274"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 999 647 1043">年度</th> <th data-bbox="647 999 1382 1043">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1043 647 1088">令和2年度</td> <td data-bbox="647 1043 1382 1088"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1088 647 1133">令和3年度</td> <td data-bbox="647 1088 1382 1133">・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1133 647 1178">令和4年度</td> <td data-bbox="647 1133 1382 1178">・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1178 647 1223">令和5年度</td> <td data-bbox="647 1178 1382 1223">の促進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1223 647 1274">令和6年度</td> <td data-bbox="647 1223 1382 1274"></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度		令和3年度	・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底	令和4年度	・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等	令和5年度	の促進	令和6年度	
年度	取組内容												
令和2年度													
令和3年度	・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底												
令和4年度	・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等												
令和5年度	の促進												
令和6年度													

項目名	⑦ 計量・規格の適正化 ア JIS 規格等の国内・国際標準化施策の 実施	担当省庁	経済産業省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>消費者の日本産業規格（JIS）開発審議への参加を効率的に促進するために「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施する。また、国の審議会である日本産業標準調査会に消費者代表が参加し、消費者の立場から国内の標準化・認証に関する審議を実施する。</p>									
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>セミナー実施回数及び参加人数（令和元年度：実施回数 18 回、参加人数 1,179 名） 日本産業標準調査会 各専門委員会開催回数（令和元年度：56 回）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施、 日本産業標準調査会への消費者代表の参加</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="4">日本産業標準調査会への消費者代表の参加</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施、 日本産業標準調査会への消費者代表の参加	令和3年度	日本産業標準調査会への消費者代表の参加	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施、 日本産業標準調査会への消費者代表の参加									
令和3年度	日本産業標準調査会への消費者代表の参加									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

項目名	⑦ 計量・規格の適正化 イ 新たな JAS の検討及び国際標準化施策の推進 ※SDGs 関連：関連目標 8、10、12、14	担当省庁	農林水産省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 農林水産省の取組</p> <p>食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>新たな JAS の制定件数（令和 2 年 3 月 31 日時点：13 件）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 992 1382 1267"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 992 651 1037">年度</th> <th data-bbox="651 992 1382 1037">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1037 651 1081">令和 2 年度</td> <td data-bbox="651 1037 1382 1081" rowspan="5">食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1081 651 1126">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1126 651 1171">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1171 651 1216">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1216 651 1261">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

項目名	⑧ 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 ア 競争政策の強力な実施のための各種対応	担当省庁	公正取引委員会
-----	--	------	---------

施策概要	<p>○ 公正取引委員会の取組</p> <p>一般消費者の利益の確保のため、独占禁止法等に基づき、競争政策を強力に実施する。また、価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に実施し、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能強化を図る。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的措置の実施件数 ・企業結合審査の実施状況 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 公正取引委員会の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">価格カルテル・入札談合等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	価格カルテル・入札談合等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	価格カルテル・入札談合等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑧ 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 イ 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	担当省庁	消費者庁、消費者委員会、経済産業省、国土交通省、公共料金所管府省庁
-----	---	------	-----------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管府省庁の取組</p> <p>各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者庁では、経済産業省による電気経過措置料金解除に関する検討を受けて、消費者の利益の擁護及び増進等の観点から留意すべき事項について検討するため、消費者委員会へ付議し、消費者委員会意見を踏まえ、経済産業省に対し、経過措置料金解除の判断等に関する意見を述べた。こうした意見を踏まえ、経過措置料金の存続が妥当とされたが、電気の経過措置料金規制解除が消費者の生活にもたらす影響は非常に大きいことから、引き続き、検討状況を注視し、必要に応じて、消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。</p> <p>○ 消費者委員会の取組</p> <p>電力・ガスについて、電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除についての意見表明を行ってきたところ、その後の状況等を踏まえ、必要に応じて意見表明を検討する。</p> <p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p> <p>電力託送料金について、経済産業省が一般送配電事業者の収支状況（託送収支）などについて、定期的に事後評価を行ってきたところ、消費者庁は、消費者保護の観点から、必要に応じて、経済産業省に対して意見を述べる。ガス料金についても、同様の対応を検討する。</p> <p>また、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、消費者保護の観点から事後監視を実施し、合理的でない値上げなどがなされないよう注視する。</p> <p>○ 国土交通省、消費者庁、消費者委員会の取組</p> <p>令和元年10月に実施した北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定については、物価問題に関する関係閣僚会議での決定事項を踏まえ、国土交通省において同社の長期経営ビジョン等に基づく取組を丁寧に検証し、その確実な実施のために必要な指導、助言を行うとともに、需要の変化について注視すること等の対応を行い、消費者庁及び消費者委員会において国土交通省による当該対応状況等について検証を行う。</p>
------	--

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保等に向けた取組状況

【今後の取組予定】

○ 消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 消費者委員会の取組

年度	取組内容
令和2年度	電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 消費者庁、経済産業省の取組

年度	取組内容
令和2年度	電気やガス料金について、消費者保護の観点から、費用負担の在り方について検討するとともに、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、事後監視を実施する。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 消費者庁、消費者委員会、国土交通省の取組

年度	取組内容
令和2年度	北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定について、国土交通省において同社の長期経営ビジョン等に基づく取組を丁寧に検証し、その確実な実施のために必要な指導、助言を行うとともに、需要の変化について注視すること等の対応を行い、消費者庁及び消費者委員会において国土交通省による当該対応状況等について、必要なデータ等が整い次第、令和5年度までに検証を行う。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	—

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ア 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>悪質な通信販売事業者に対して、特定商取引法に違反する事実が認められた場合には、迅速かつ厳正に対処する。また、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売に係る特定商取引法の周知・啓発を実施するほか、通信販売事業者に対し、不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し、ウェブサイトの削除等を促す。</p> <p>また、通信販売広告の監視強化のため、関係団体との情報交換を機動的に実施する。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>改善指導（令和2年3月31日現在：1,023件、平成30年度1,459件）</p> <p>特定商取引法による行政処分件数：（令和2年3月31日現在：5件（業務停止命令：1件、指示：3件、業務禁止命令：1件）、平成30年度：4件（業務停止命令：1件、指示：1件、業務禁止命令：2件））</p> <p>（目標）</p> <p>悪質事案に対して迅速かつ厳正に対処</p> <p>特定商取引法等の厳正かつ適切な執行</p> <p>（定義）</p> <p>インターネット通信販売及びテレビ通信販売の運営事業者等の特定商取引法の遵守状況の調査（委託事業）を行い、同法違反の疑いがある事業者に対して消費者庁が改善指導を行った件数。</p> <p>特定商取引法による行政処分件数は法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したもの。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、 調査結果に基づく厳正な法執行 ・通信販売広告に関する関係団体との意見交換 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、 調査結果に基づく厳正な法執行 ・通信販売広告に関する関係団体との意見交換 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、 調査結果に基づく厳正な法執行 ・通信販売広告に関する関係団体との意見交換 								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 イ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	担当省庁	総務省、消費者庁
-----	--	------	----------

施策概要	<p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）に基づき、行政処分や行政指導の実施により、同法に違反する特定電子メールに起因した消費者被害を削減する。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>警告メール（行政指導）：令和元年度 約 6,000 件、平成 30 年度 約 5,700 件 措置命令（行政処分）：令和元年度 0 件、平成 30 年度 0 件</p> <p>（目標）</p> <p>行政処分や行政指導の実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害の削減に努める。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ウ 迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	担当省庁	総務省
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>迷惑メール追放のための官民連携施策として、迷惑メール対策に取り組む民間事業者等と連携し、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>送信元プロバイダへの通知（令和元年度：約5,600件、平成30年度：約8,900件） （目標）</p> <p>迷惑メール追放支援プロジェクトの実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害の削減を目指す。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 エ インターネット上の消費者トラブルへの対応	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	---	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等を実施する。また、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等で、インターネット上で新たに発生しつつある課題を共有し、事業者等による機動的な取組を促すため、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>調査報告書（消費者庁ウェブサイト）へのアクセス件数 （目標） 調査報告書へのアクセス件数増加に伴う普及啓発 （定義） 消費者庁ウェブサイトにおける調査報告書URLへのアクセス件数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1149 1380 1424"> <thead> <tr> <th data-bbox="474 1158 647 1193">年度</th> <th data-bbox="654 1158 1374 1193">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="474 1202 647 1238">令和2年度</td> <td data-bbox="654 1202 1374 1238" rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施 ・インターネット消費者取引連絡会の開催等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 1247 647 1283">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 1292 647 1328">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 1337 647 1373">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 1382 647 1417">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施 ・インターネット消費者取引連絡会の開催等 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施 ・インターネット消費者取引連絡会の開催等 								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 オ 電気通信サービスにおける広告表示等の適正化	担当省庁	総務省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」を踏まえ、適切な広告表示がなされるよう関係事業者における取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>協議会におけるガイドラインを踏まえた広告表示等の検証状況 (目標)</p> <p>協議会におけるガイドラインの運用及びその改定に係る検討並びに事業者等による広告の自主的なチェックの状況を注視し、関係事業者による適切な広告表示に向け、行政として必要に応じた対応を行う。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1223 1382 1541"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1223 651 1267">年度</th> <th data-bbox="651 1223 1382 1267">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1267 651 1323">令和2年度</td> <td data-bbox="651 1267 1382 1402" rowspan="3">・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1323 651 1368">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1368 651 1413">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1413 651 1469">令和5年度</td> <td data-bbox="651 1402 1382 1541" rowspan="2">・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1469 651 1541">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度	・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。									
令和6年度										

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 力 電子商取引環境整備に資するルール整備	担当省庁	経済産業省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>学識経験者、関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改訂することを通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備する。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂状況</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1043 1382 1332"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1043 651 1093">年度</th> <th data-bbox="651 1043 1382 1093">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1093 651 1137">令和2年度</td> <td data-bbox="651 1093 1382 1332" rowspan="5">「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1137 651 1182">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1182 651 1227">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1227 651 1272">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1272 651 1332">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 キ 個人情報保護法の適切な運用	担当省庁	個人情報保護委員会
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 個人情報保護委員会の取組</p> <p>個人情報の適正な取扱いの確保によって、個人の権利利益の保護を図りつつデータ流通の円滑化を図るため、法律・政令・規則・ガイドライン等の周知・啓発を含めた各種政策を実施する。</p> <p>また、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、検討を行い、改正法案を第201回通常国会に提出し、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）が成立した。</p> <p>同法公布後2年以内の施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、仮名加工情報の加工基準に関する規定や利用停止等の請求に関する具体的事例等を盛り込んだ政令・規則・ガイドラインの整備を進めるとともに、同法の周知広報に取り組む。</p>										
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>個人情報保護制度に関する説明会等の実施状況</p> <p>（目標）</p> <p>説明会において匿名加工情報の活用事例の紹介等の情報発信を行い、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用環境の向上を図る。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 個人情報保護委員会の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td>改正法案の令和2年の通常国会への提出。法律の審議状況・施行に関する状況を踏まえた各種施策の実施及び政令・規則等の検討の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td>政令・規則等の検討や個人情報保護法制の周知・啓発を含めた政策を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	改正法案の令和2年の通常国会への提出。法律の審議状況・施行に関する状況を踏まえた各種施策の実施及び政令・規則等の検討の実施	令和3年度	政令・規則等の検討や個人情報保護法制の周知・啓発を含めた政策を実施	令和4年度	法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	改正法案の令和2年の通常国会への提出。法律の審議状況・施行に関する状況を踏まえた各種施策の実施及び政令・規則等の検討の実施										
令和3年度	政令・規則等の検討や個人情報保護法制の周知・啓発を含めた政策を実施										
令和4年度	法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施										
令和5年度											
令和6年度											

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ク マイナンバー制度の周知と適正な運用等	担当省庁	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等
-----	---	------	--------------------------

施策概要	<p>○ 内閣府、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等の取組</p> <p>マイナンバーカードの健康保険証利用の本格的な運用が令和3年3月から開始されること等を踏まえ、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得への注意喚起のため、平成27年12月に関係府省庁等が共同で作成・公表した資料の周知を引き続き進めるとともに、当該制度に関する正しい周知・広報を引き続き実施する。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得についての注意喚起資料の更新（毎年度1回程度実施）及び周知（4半期に1回程度、関係府省庁等の公式SNSを活用する等により実施）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 内閣府、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1133 1382 1413"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1133 647 1182">年度</th> <th data-bbox="647 1133 1382 1182">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1182 647 1227">令和2年度</td> <td data-bbox="647 1182 1382 1413" rowspan="5">関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1227 647 1272">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1272 647 1317">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1317 647 1361">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1361 647 1413">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

(3) ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進

項目名	① 成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	担当省庁	法務省、消費者庁、金融庁、文部科学省、経済産業省、関係府省庁等
-----	-------------------------	------	---------------------------------

施策概要	<p>○法務省、消費者庁、金融庁、文部科学省、経済産業省、関係府省庁等の取組</p> <p>成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進する。</p> <p>○法務省の取組</p> <p>成年年齢引下げに関連して生ずる様々な影響を把握するため、国民への浸透度等の調査を行い、その結果を活用して、効果的な広報・周知の媒体や方法につき検討するとともに、消費者教育を始めとした環境整備の施策にいかす。</p> <p>令和元年度における具体的取組（今後実施予定のものを含む。）は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者との意見交換会の実施 ・成年年齢引下げに関する SNS (Twitter) の開設 ・成年年齢引下げをテーマとするポスターコンテストの実施 ・成年年齢引下げに関する YouTube 掲載動画の作成 ・政府広報と連携し、広報番組やラジオ番組の発信 <p>○金融庁、経済産業省の取組</p> <p>事業者による若年者に対する返済能力や支払可能見込額の調査が一層適切に行われるよう、業界団体と協力・連携して、事業者の若年者に対する貸付け等の実態や自主的な取組状況、今後の方針等を把握するための調査を実施し、その結果を検証して、得られた優良事例の公表や事業者へのフィードバック等を通じて、効果的な取組を推進する。</p> <p>○消費者庁の取組</p> <p>「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定（平成30年7月12日改定））に基づき、平成30年度から令和2年度までの3年間を集中強化期間として、実践的な消費者教育を推進する。集中強化期間終了後も高校等での実践的な消費者教育を推進する。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 <ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げの国民への浸透の状況の向上 ・成年年齢引下げの当事者である若年者を中心とする層への広報、周知の実施状況 											
	【今後の取組予定】 ○法務省、消費者庁、金融庁、文部科学省、経済産業省、関係府省庁等の取組											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において工程表を作成する等の取組を通じた総合的かつ効果的な施策の推進（若年者に対する適切な与信審査に関する取組を含む。）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において工程表を作成する等の取組を通じた総合的かつ効果的な施策の推進（若年者に対する適切な与信審査に関する取組を含む。）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	—	令和6年度	—	
	年度	取組内容										
	令和2年度	成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において工程表を作成する等の取組を通じた総合的かつ効果的な施策の推進（若年者に対する適切な与信審査に関する取組を含む。）										
	令和3年度											
	令和4年度											
	令和5年度	—										
	令和6年度	—										
	○法務省の取組											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・若者との意見交換会の実施 ・成年年齢引下げ SNS（Twitter）、特設ウェブサイト等における情報発信 ・広報番組やラジオ番組の発信 ・成年年齢引下げの浸透度調査 その他、成年年齢引下げの周知に必要な施策を実施 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>上記施策の進捗を踏まえ、令和4年4月1日に施行される成年年齢引下げに関する環境整備を推進するため、必要な施策を引き続き実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・若者との意見交換会の実施 ・成年年齢引下げ SNS（Twitter）、特設ウェブサイト等における情報発信 ・広報番組やラジオ番組の発信 ・成年年齢引下げの浸透度調査 その他、成年年齢引下げの周知に必要な施策を実施	令和3年度	上記施策の進捗を踏まえ、令和4年4月1日に施行される成年年齢引下げに関する環境整備を推進するため、必要な施策を引き続き実施	令和4年度	—	令和5年度	—	令和6年度	—
年度	取組内容											
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・若者との意見交換会の実施 ・成年年齢引下げ SNS（Twitter）、特設ウェブサイト等における情報発信 ・広報番組やラジオ番組の発信 ・成年年齢引下げの浸透度調査 その他、成年年齢引下げの周知に必要な施策を実施											
令和3年度	上記施策の進捗を踏まえ、令和4年4月1日に施行される成年年齢引下げに関する環境整備を推進するため、必要な施策を引き続き実施											
令和4年度	—											
令和5年度	—											
令和6年度	—											
○消費者庁の取組												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・若年層への実践的な消費者教育の実施（アクションプログラムに基づき、全国での実践的な消費者教育を促進）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="2">・若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実行。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・若年層への実践的な消費者教育の実施（アクションプログラムに基づき、全国での実践的な消費者教育を促進）	令和3年度	・若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実行。	令和4年度	令和5年度	—	令和6年度	—	
年度	取組内容											
令和2年度	・若年層への実践的な消費者教育の実施（アクションプログラムに基づき、全国での実践的な消費者教育を促進）											
令和3年度	・若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実行。											
令和4年度												
令和5年度	—											
令和6年度	—											

項目名	② 認知症施策の推進	担当省庁	厚生労働省、消費者庁
-----	------------	------	------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 厚生労働省、消費者庁の取組</p> <p>認知症施策推進大綱（令和元年6月認知症施策推進関係閣僚会議取りまとめ）に基づき、消費生活相談員など、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される者に対する認知症サポーターの養成促進を始めとする認知症に関する理解促進、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制の構築推進、地域支援体制の強化、事業者による認知症等に関する取組が消費者志向経営の観点から意欲的・先導的と認められた場合に表彰する優良事例表彰の実施等を通じ、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることの実現を図る。</p>
--------------------	---

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①企業・職域型の認知症サポーター養成数 (現状) 252 万人 (令和元年12月末現在) (目標) 令和7年までに400万人とすることを目指す。 (定義) 養成講座の実施機関である全国キャラバン・メイト連絡協議会の集計による。</p> <p>②本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ等)を整備 (現状) チームオレンジは、令和元年度からの新規事業。 (目標) 令和7年までに全市町村へチームオレンジ等を整備。 (定義) 実施状況調査を行い、取組状況を把握する。</p> <p>③消費者安全確保地域協議会の設置 (現状) 7/47 都道府県で達成済み(令和2年3月末現在) (目標) 地方消費者行政強化作戦2020 <政策目標4>高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実 消費者安全確保地域協議会の設置 県内人口カバー率50%以上 (定義) 県人口に占める県内の協議会設置市町村の人口の合計の割合</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援 ・関係府省庁等の連携の下、認知症サポーターの養成の継続(令和元年11月、消費者庁から各都道府県・指定都市消費者行政担当課に対し、「認知症サポーター」養成講座の受講推奨) ・認知症の人と関わる機会が多い職種等(小売業・金融業・公共交通機関等)を対象にした養成講座の拡大 ・市町村等による支援チーム(チームオレンジ)づくりの手引きの周知、研修、支援現場で活用できる教材の作成、好事例の展開等を実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消費者志向経営に関する取組予定は、別途整理するところによる。</p>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援 ・関係府省庁等の連携の下、認知症サポーターの養成の継続(令和元年11月、消費者庁から各都道府県・指定都市消費者行政担当課に対し、「認知症サポーター」養成講座の受講推奨) ・認知症の人と関わる機会が多い職種等(小売業・金融業・公共交通機関等)を対象にした養成講座の拡大 ・市町村等による支援チーム(チームオレンジ)づくりの手引きの周知、研修、支援現場で活用できる教材の作成、好事例の展開等を実施 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援 ・関係府省庁等の連携の下、認知症サポーターの養成の継続(令和元年11月、消費者庁から各都道府県・指定都市消費者行政担当課に対し、「認知症サポーター」養成講座の受講推奨) ・認知症の人と関わる機会が多い職種等(小売業・金融業・公共交通機関等)を対象にした養成講座の拡大 ・市町村等による支援チーム(チームオレンジ)づくりの手引きの周知、研修、支援現場で活用できる教材の作成、好事例の展開等を実施 								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	③ 障害者の消費者被害の防止策の強化	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--------------------	------	-------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>地方消費者行政のための交付金等を通じて、消費生活センター等におけるファックスやメール等での消費生活相談の受付や、消費生活相談員等が障害者への理解を深めるための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図るとともに、消費者安全確保地域協議会の設置促進により、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する見守り体制の構築を推進する。</p> <p>障害者に対する情報提供等を行う際には、字幕・音声等の活用、タブレットの活用、ウェブサイトにおける音声読み上げソフトへの対応、弱視・色覚障害者への配慮等の取組を進める。</p> <p>国民生活センターのウェブサイトの音声読み上げソフトへの対応、弱視、色覚障害者への配慮等を講じ、「くらしの豆知識」のデイジー版の作成・配布を継続するとともに、「見守り新鮮情報」等の他の媒体においても、障害者や障害者を見守る方を対象とした情報提供を実施する。また、障害者の消費者被害の防止等に関する取組を推進するため、国民生活センターにおいて、消費生活相談員や行政職員等を対象とした研修の充実を図る。</p>
-------------	---

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①消費生活センター等における体制整備や取組の状況</p> <p>②ウェブサイト等による障害者及び障害者を見守る方に配慮した情報提供の実施状況</p> <p>③該当講座の受講者等アンケート結果における満足度</p> <p>(目標)</p> <p>①より多くの高齢者・障害者に対する消費生活センターの周知及び円滑な相談対応を図るための方策について検討</p> <p>②障害者及び障害者を見守る方に配慮した情報提供を目指す。</p> <p>③5段階評価中平均4以上を目指す。</p> <p>(定義)</p> <p>③ $((5 \times \text{人数 a}) + (4 \times \text{人数 b}) + (3 \times \text{人数 c}) + (2 \times \text{人数 d}) + (1 \times \text{人数 e})) \div (a+b+c+d+e)$</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター等における障害者から消費生活相談への対応のための体制整備・取組の推進 ・障害者及び障害者を見守る方に配慮した情報提供の実施 ・障害者の消費者被害防止等のための研修の実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">上記取組の成果を踏まえ更なる支援策を検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター等における障害者から消費生活相談への対応のための体制整備・取組の推進 ・障害者及び障害者を見守る方に配慮した情報提供の実施 ・障害者の消費者被害防止等のための研修の実施 	令和3年度	令和4年度	上記取組の成果を踏まえ更なる支援策を検討	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター等における障害者から消費生活相談への対応のための体制整備・取組の推進 ・障害者及び障害者を見守る方に配慮した情報提供の実施 ・障害者の消費者被害防止等のための研修の実施 									
令和3年度										
令和4年度	上記取組の成果を踏まえ更なる支援策を検討									
令和5年度										
令和6年度										

項目名	④ アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲーム依存症についての対策の推進	担当省庁	内閣官房、厚生労働省、消費者庁
-----	--	------	-----------------

施策概要	<p>○ 内閣官房の取組</p> <p>ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発や相談・治療・回復支援等の取組を、地域において総合的かつ計画的に推進するために重要となる都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が各都道府県において速やかに策定されるよう促すなど、関係省庁と連携しながら、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定）に掲げられた施策を推進する。</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>消費生活センターを始めとする関係機関が参画し、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な支援を受けられるようにすることや関係機関の相互連携による普及啓発を進めることを目的とした、地域における連携協力体制の整備促進等を図る。依存症対策全国センターのポータルサイト等を通じて、依存症の正しい知識の普及や、相談窓口・専門医療機関等の情報提供などを行う。</p> <p>ゲーム依存症について、関係府省庁及び関係機関等で構成される「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」を開催し、ゲーム依存症の認識を高めるとともに、課題や対策等を共有する。施策の検討に当たっては、広く有識者や関係機関からの意見を聞きながら進める。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>ギャンブル等依存症対策推進基本計画等に基づき、多機関の連携・協力の下で重層的かつ多段階的な取組を総合的に推進していく一環として、関係府省庁等との連携を確保しつつ、以下の取組を実施する。なお、その際、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援を強化する観点も考慮するとともに、これらの者を支援する民間団体と連携し効果的な取組とする。</p> <p>①消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な消費生活相談への対応を確保するための地方公共団体の取組に対する支援 ・国民生活センターにおける消費生活相談員向けの研修の実施 ・消費生活相談員向けの対応マニュアル（令和2年3月改訂）の必要に応じた改訂 <p>②ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起・普及啓発資料（令和2年3月改訂）の必要に応じた更新 ・消費者庁ウェブサイト内の特設ページの随時の更新及び閲覧の促進等 <p>③地域における普及啓発の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体向けの啓発用資料のサンプル（平成31年2月公表）の活用促進等 ・地方公共団体による取組事例の周知等 ・地方公共団体等からの依頼に応じたの施策紹介
------	---

	<p>④青少年等に対する普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年向け啓発用資料（平成30年11月公表）の必要に応じた更新等 ・消費者月間等と連携しての青少年向け啓発用資料の周知 <p>⑤国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査</p>																											
<p>KPI - 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>ギャンブル等に関連すると思われる消費生活相談の件数 (目標)</p> <p>消費者庁ウェブサイト内の特設ページへのアクセス数が年度平均で月間13,500アクセスを超過するようにする(令和元年度月平均:11,380アクセス)</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 内閣官房の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 835 1382 1115"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">ギャンブル等依存症対策推進基本計画に掲げられた施策の推進</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1205 1382 1485"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備や民間団体への支援等を推進</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1574 1382 1899"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・各種資料の周知等の実施 ・各種資料の更新等の検討等 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	ギャンブル等依存症対策推進基本計画に掲げられた施策の推進	令和3年度	令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備や民間団体への支援等を推進	令和3年度	令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資料の周知等の実施 ・各種資料の更新等の検討等 	令和3年度	令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容																											
令和2年度	ギャンブル等依存症対策推進基本計画に掲げられた施策の推進																											
令和3年度																												
令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。																											
令和5年度																												
令和6年度																												
年度	取組内容																											
令和2年度	相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備や民間団体への支援等を推進																											
令和3年度																												
令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。																											
令和5年度																												
令和6年度																												
年度	取組内容																											
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資料の周知等の実施 ・各種資料の更新等の検討等 																											
令和3年度																												
令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。																											
令和5年度																												
令和6年度																												

項目名	⑤ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備	担当省庁	内閣府
-----	---------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 内閣府の取組</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）（平成30年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、新たなインターネット接続機器・サービス等への対応、青少年・保護者等に対する普及啓発の強化、インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策など、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）における3本柱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進 ・子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援 ・SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の促進 <p>（目標）</p> <p>低年齢層の子供の保護者に向けた普及啓発、SNS利用時の安全行動等の啓発等に積極的に取り組み、フィルタリング利用率の向上を目指す。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 内閣府の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5">「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 「多重債務問題改善プログラム」の実施	担当省庁	金融庁、消費者庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省、関係府省庁等
-----	----------------------	------	---

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>多重債務問題の解決のために、次の1) から4) までの取組を柱とする多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会においてフォローアップを行う。</p> <p>1) 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化</p> <p>2) 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供</p> <p>3) 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化</p> <p>4) ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数（令和2年3月末時点：9.6万人）</p> <p>※出典：株式会社日本信用情報機構公表資料</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 関係府省庁等の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1234 1382 1514"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1234 649 1283">年度</th> <th data-bbox="649 1234 1382 1283">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1283 649 1332">令和2年度</td> <td data-bbox="649 1283 1382 1514" rowspan="5">多重債務問題改善プログラムの着実な実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1332 649 1382">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1382 649 1431">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1431 649 1480">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1480 649 1514">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	多重債務問題改善プログラムの着実な実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	多重債務問題改善プログラムの着実な実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進	担当省庁	厚生労働省
-----	-----------------------	------	-------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数（平成 30 年度：237,665 件） ・任意の法定事業の実施率（平成 30 年度：就労準備支援事業：48%、家計改善支援事業：45%、一時生活支援事業：31%、子どもの学習支援事業：59%） <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進 ・就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国的実施の促進 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進 ・就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国的実施の促進 	令和3年度	令和4年度	生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進 ・就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国的実施の促進 									
令和3年度										
令和4年度	生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進									
令和5年度										
令和6年度										

(4) 消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備

項目名	① 消費者団体訴訟制度の推進	担当省庁	消費者庁
-----	----------------	------	------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者団体訴訟制度の周知・広報と併せて、制度の担い手となる適格消費者団体及び特定適格消費者団体（以下この項目において「適格消費者団体等」という。）の適正な認定・監督を行う。</p> <p>また、適格消費者団体等に対する支援の取組として、適格消費者団体等を支援する民間基金の周知・広報、認定NPO法人制度の活用等の促進等による適格消費者団体等に対する寄附の促進等の財政的な自立に資する支援を実施するとともに、地方消費者行政のための交付金等を通じて、適格消費者団体等の設立に向けた取組の支援を実施する。デジタル・ガバメントの推進の観点から、官民双方の事務負担を軽減するために適格消費者団体等の認定申請に係る事項の変更届出のオンライン化を実現するとともに、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）上の手続のIT化の検討を進める。</p> <p>さらに、消費者裁判手続特例法附則第5条の規定に基づき、同法の施行状況を踏まえ制度の見直しの検討を進める。</p>
--------------------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>① 消費者団体訴訟制度の認知度（令和元年度：22.6%）</p> <p>② 適格消費者団体の認知度（令和元年度：25.2%）</p> <p>③ 特定適格消費者団体の認知度（令和元年度：20.7%）</p> <p>④ 適格消費者団体と差止請求の相手方との間で一定の結論が得られた件数（令和元年度：56件）</p> <p>⑤ 特定適格消費者団体の認定件数（令和元年度3月末時点：3団体）</p> <p>（目標）</p> <p>令和6年度までに、①40%、②30%、③25%、⑤4団体 毎年度、④50件とすることを旨とする。</p> <p>（定義）</p> <p>【①～③の認知度】</p> <p>消費者意識基本調査の問（①不当な契約条項の使用や根拠のない広告の使用等の事業者の不当な行為を訴訟等によりやめさせることができる消費者団体（適格消費者団体）があること、②事業者の不当な行為によって生じた被害金額を訴訟により取り戻すことができる消費者団体（特定適格消費者団体）があること、③消費者団体が、訴訟等により、事業者の不当な行為をやめさせる、あるいは、被害金額を取り戻すことができる制度（消費者団体訴訟制度）があること）に「知っている」と回答した人の割合。</p> <p>【④の件数】</p> <p>消費者契約法第23条第4項第4号から第9号まで及び第11号の規定による適格消費者団体からの報告を受け、(一)差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）、(二)裁判外の和解及び(三)(一)(二)以外で適格消費者団体が差止請求について相手方との協議が調ったと認められる事案の概要等について、同法第39条第1項に基づき消費者庁ウェブページにおいて公表しているところ、当該公表の件数。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="2">・適格消費者団体等の適正な認定・監督、適格消費者団体等に対する支援に関する取組</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">・民事裁判手続のIT化の議論を踏まえた消費者裁判手続特例法上の手続のIT化の検討（令和2～3年度）・必要な措置の実施（令和4年度～）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・適格消費者団体等の適正な認定・監督、適格消費者団体等に対する支援に関する取組	令和3年度	令和4年度	・民事裁判手続のIT化の議論を踏まえた消費者裁判手続特例法上の手続のIT化の検討（令和2～3年度）・必要な措置の実施（令和4年度～）	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・適格消費者団体等の適正な認定・監督、適格消費者団体等に対する支援に関する取組									
令和3年度										
令和4年度	・民事裁判手続のIT化の議論を踏まえた消費者裁判手続特例法上の手続のIT化の検討（令和2～3年度）・必要な措置の実施（令和4年度～）									
令和5年度										
令和6年度										

項目名	② 製造物責任法の適切な運用確保に向けた環境整備に関する裁判例の収集・分析等	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>製造物責任法（平成6年法律第85号）に関する裁判例を収集・分析した上で、論点別に裁判例を抽出・整理・公表する取組を行う。また、新たな論点等について、逐条解説の改訂、その他の情報提供を必要に応じて行う。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>訴訟情報の更新回数（令和元年度は令和2年3月更新） （目標）</p> <p>製造物責任法に関する裁判例を取りまとめ、消費者庁ウェブサイトの訴訟情報を毎年度1回更新する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">製造物責任法に関する裁判例を取りまとめ、訴訟情報を毎年度更新するとともに、逐条解説の改訂やその他の情報提供を必要に応じて行うなど、消費者庁ウェブサイトの充実化を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	製造物責任法に関する裁判例を取りまとめ、訴訟情報を毎年度更新するとともに、逐条解説の改訂やその他の情報提供を必要に応じて行うなど、消費者庁ウェブサイトの充実化を図る。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	製造物責任法に関する裁判例を取りまとめ、訴訟情報を毎年度更新するとともに、逐条解説の改訂やその他の情報提供を必要に応じて行うなど、消費者庁ウェブサイトの充実化を図る。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	③ 消費者に関する法的トラブルの解決 ※SDGs 関連：関連目標 16	担当省庁	法務省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 法務省の取組</p> <p>日本司法支援センターにおいて、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務問題等の法的トラブルを抱えた方に対し、問合せ内容に応じた最適な法律制度や相談窓口に関する情報を無料で提供する情報提供業務を実施する。 ・多重債務等の問題を抱えた資力の乏しい方を対象に、弁護士及び司法書士による無料法律相談や、訴訟代理費用等の立替えを行う民事法律扶助による援助を行う。 										
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①情報提供業務：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター問合せ件数 (令和元年度： 296,912 件、うち多重債務問題を含む金銭の借入れに関する問合せ：39,427 件) (令和元年 12 月 31 日時点) ・事故情報データベースシステムへの登録件数 <p>②民事法律扶助業務：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務問題に係る法律相談援助件数 (令和元年度： 89,869 件) (令和元年 12 月 31 日時点) ・多重債務問題に係る代理援助・書類作成援助件数 (令和元年度： 46,817 件) (令和元年 12 月 31 日時点) <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 法務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">＜関係機関・団体との連携・協力関係の構築＞ 消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会の開催等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td style="text-align: center;">＜民事法律扶助業務の周知＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td style="text-align: center;">日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による民事法律扶助業務の周知</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	＜関係機関・団体との連携・協力関係の構築＞ 消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会の開催等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	＜民事法律扶助業務の周知＞	令和6年度	日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による民事法律扶助業務の周知
年度	取組内容										
令和2年度	＜関係機関・団体との連携・協力関係の構築＞ 消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会の開催等										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度	＜民事法律扶助業務の周知＞										
令和6年度	日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による民事法律扶助業務の周知										

項目名	④ 消費者紛争に関する ADR の実施	担当省庁	消費者庁
-----	---------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに、消費者紛争について ADR（裁判外紛争解決手続）を実施する地方公共団体及び民間 ADR 機関との連携を図る。</p> <p>また、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめ等を踏まえた国民生活センター紛争解決委員会の強化について検討を行う。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>① ADR 手続における和解率（平成 30 年：67.9%）</p> <p>② 申請日から手続終了までの日数（平成 30 年：92.3 日）</p> <p>（目標）</p> <p>① 和解率：60%以上を維持する。</p> <p>② 申請日から手続終了までの日数：95 日以内を維持する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">国民生活センターにおける適切な ADR の実施（手続の簡素化、開催場所等の柔軟化等を含む。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	国民生活センターにおける適切な ADR の実施（手続の簡素化、開催場所等の柔軟化等を含む。）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	国民生活センターにおける適切な ADR の実施（手続の簡素化、開催場所等の柔軟化等を含む。）								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

項目名	⑤ 金融 ADR 制度の円滑な運営	担当省庁	金融庁
-----	-------------------	------	-----

<p>施策概要</p>	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関等の連携の強化を図る。</p>								
<p>KPI・今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・金融 ADR 制度の円滑な実施 ・金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・金融 ADR 制度の円滑な実施 ・金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・金融 ADR 制度の円滑な実施 ・金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化 								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 商品先物 ADR 制度の円滑な運営	担当省庁	経済産業省、農林水産省
-----	---------------------	------	-------------

施策概要	<p>○ 経済産業省、農林水産省の取組</p> <p>商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）に基づき紛争解決等業務を行っている日本商品先物取引協会において、標準処理期間の短縮（6 か月から 4 か月まで）や事業者に対する関係資料の提出義務付けなどの委託者保護に係る取組を踏まえ、引き続き、紛争の迅速な解決を図るとともに、新規顧客などに対する商品先物分野における裁判外紛争解決制度の周知などを行うことにより、当該制度の円滑な実施を図る。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理手続（令和元年度：2 件（令和 2 年 2 月 29 日時点）） ・ 紛争解決手続（令和元年度：10 件（令和 2 年 2 月 29 日時点）） <p>（目標）</p> <p>日本商品先物取引協会の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）</p> <p>（定義）</p> <p>日本商品先物取引協会にて集計されている。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省、農林水産省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td rowspan="5">商品先物取引に関する紛争の迅速な解決及び制度の周知を行う。</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	商品先物取引に関する紛争の迅速な解決及び制度の周知を行う。	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	商品先物取引に関する紛争の迅速な解決及び制度の周知を行う。								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

項目名	⑦ 住宅トラブルに関する ADR の実施	担当省庁	国土交通省
-----	----------------------	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）に基づき、住宅性能表示を受けた住宅及び保険を付した新築住宅について、ADR を実施するとともに、「制度施行 10 年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、住宅トラブルに関する ADR 等の広報の充実等を図る。その他、基礎ぐい工事問題・リフォームトラブルに関しても電話相談及び専門家相談を受け付ける。</p> <p>また、建設業法に基づく建設工事紛争審査会においても、建設工事の請負契約に関する紛争の ADR を引き続き実施する。</p>								
KPI ・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>ADR 周知のためのダイレクトメール実施回数（令和元年度：1 回）</p> <p>（目標）</p> <p>保険付き住宅取得者向けに、制度周知のためのダイレクトメール送付を年 1 回継続する。対象者は送付先住所が把握できる保険付き住宅の取得者向けとし、5 年に 1 回を目安に送付できるよう毎年の送付対象者を選定する。</p> <p>（定義）</p> <p>公益財団法人住宅紛争処理・支援センターからの実施報告により、実績を把握する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の請負契約に関する ADR の実施 ・ 保険付き住宅取得者向け DM 送付（住宅取得後 1 年目、6 年目、10 年目の取得者を選定） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の請負契約に関する ADR の実施 ・ 保険付き住宅取得者向け DM 送付（住宅取得後 1 年目、6 年目、10 年目の取得者を選定） 	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の請負契約に関する ADR の実施 ・ 保険付き住宅取得者向け DM 送付（住宅取得後 1 年目、6 年目、10 年目の取得者を選定） 								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

項目名	⑧ IT・AI を活用した民事紛争解決の利用拡充・機能強化	担当省庁	内閣官房、法務省、消費者庁、関係府省庁等
-----	-------------------------------	------	----------------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 内閣官房、法務省の取組</p> <p>紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する「ODR 活性化検討会」における検討結果を踏まえて、IT・AI を活用した ODR などの民事紛争解決の利用拡充に向けた官民一体となった取組を進める。</p> <p>○消費者庁の取組</p> <p>内閣官房により開催された「ODR 活性化検討会」での議論の経過等を踏まえ、各地域の消費生活センターにおいて SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行等を進める。</p> <p>次期 PIO-NET の刷新に際し、AI 技術等を活用したチャットボット機能や、相談情報の登録時のキーワード付与機能を実証実験による実現可能性を検証した上で、導入に向けて取り組む。また、次々期の PIO-NET の刷新に向け、新しい技術の活用などについて検討する。</p>
-------------	---

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 令和元年度、内閣官房において開催した「ODR 活性化検討会」の取りまとめ等を参考に今後検討。									
	【今後の取組予定】 ○ 内閣官房の取組									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する基本方針の推進 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する基本方針の推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	年度	取組内容								
	令和2年度	IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する基本方針の推進								
	令和3年度									
	令和4年度									
	令和5年度									
	令和6年度									
	○ 消費者庁の取組									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行 ・次期 PIO-NET の刷新に向けた準備 ・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体による SNS を活用した相談受付体制の取組を支援 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行 ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験 ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発 ・次期 PIO-NET の刷新の実施 ・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体による SNS を活用した相談受付体制の取組を支援 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <ul style="list-style-type: none"> ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験 ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発 ・次々期 PIO-NET の刷新に向けた検討実施 ・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体による SNS を活用した相談受付体制の取組を支援 </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行 ・次期 PIO-NET の刷新に向けた準備 ・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体による SNS を活用した相談受付体制の取組を支援 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行 ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験 ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発 ・次期 PIO-NET の刷新の実施 ・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体による SNS を活用した相談受付体制の取組を支援 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験 ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発 ・次々期 PIO-NET の刷新に向けた検討実施 ・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体による SNS を活用した相談受付体制の取組を支援 	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行 ・次期 PIO-NET の刷新に向けた準備 ・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体による SNS を活用した相談受付体制の取組を支援 									
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行 ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験 ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発 ・次期 PIO-NET の刷新の実施 ・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体による SNS を活用した相談受付体制の取組を支援 									
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験 ・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発 ・次々期 PIO-NET の刷新に向けた検討実施 ・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体による SNS を活用した相談受付体制の取組を支援 									
令和5年度										
令和6年度										

II 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた

経済・社会構造の変革の促進

(1) 食品ロスの削減等に資する消費者と事業者との連携・協働

項目名	① 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進 ※SDGs 関連：関連目標 12	担当省庁	消費者庁、農林水産省、厚生労働省、文部科学省、環境省、経済産業省
-----	---	------	----------------------------------

施策概要	<p>○ 関係省庁の取組</p> <p>食品ロスを削減するため、関係省庁の連携による取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。【関係省庁】 ・ロゴマーク「ろすのん」の周知を行う。【関係省庁】 ・食品ロス発生量の推計を継続的に実施する。また、食品ロスの内容、発生要因等を分析する。【農林水産省、環境省】 ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査を毎年度行う。【消費者庁】 ・食品ロスに関する情報を集約したウェブサイトによる情報提供を行うとともに、随時、情報の拡充を行う。【農林水産省、環境省、消費者庁】 ・食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習の見直し等の取組を推進するとともに、このような食品関連事業者の取組に係る消費者への情報提供を行う。さらに、食品関連事業者による消費者啓発の取組を推進することで、消費者の理解を促進する。【農林水産省、消費者庁、経済産業省】 ・飲食店等における食べきりを促進するための好事例の共有、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知を行う。【農林水産省、環境省、消費者庁、関係省庁】 ・地方公共団体等の災害時用備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進する。【消費者庁、関係省庁】 ・地方公共団体の先進的な取組についてモデル事業を実施し、他の地方公共団体の参考になるように情報提供を行う。【環境省】 ・消費者が食品ロス削減のために家庭で取り組める内容の普及啓発を行うとともに、発生要因の分析等を踏まえ、啓発内容や媒体の見直しを随時行う。【消費者庁、関係省庁】 ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携を進める。【消費者庁、農林水産省、環境省】 ・食品ロス削減のための行動変容を促す普及啓発資材の作成・公表を行う。【環境省】 ・環境教育等とも連携した学校給食における食品ロス削減を含む3R推進の取組
------	---

	<p>を推進する。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。【文部科学省】 ・食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰の検討を行う。【消費者庁、関係省庁】 ・食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究を行う。【消費者庁】 ・食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供を行う。【消費者庁、関係省庁】 ・賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組（フードバンク活動）に対して必要な支援を行うとともに、フードバンク活動の促進、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討を行う。【消費者庁、農林水産省、厚生労働省、関係省庁】
--	--

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合（令和元年度：76.5%）</p> <p>（目標） 上記の割合を80%以上とする</p> <p>（定義） 消費者庁が実施する「消費者の意識に関する調査」において、「食品ロス問題を認知して、食品ロス削減のために行動している」と回答した人の割合を増やす。</p> <p>②家庭系食品ロス発生量（平成29年度：284万トン） 事業系食品ロス発生量（平成29年度：328万トン）</p> <p>（目標） 家庭系及び事業系食品ロス発生量を2030年度までに2000年度比で半減（家庭系：216万トン、事業系：273万トン）することを目指す。</p> <p>（定義） 家庭系食品ロス量：食品廃棄物の発生量に食品ロスの発生率を乗じたもの。食品廃棄物の発生量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」（環境省）によって集計され、食品ロスの発生率は「食品循環資源の再生利用等に関する実施状況調査」（環境省委託事業）を基に算出。 事業系食品ロス量：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく定期報告及び食品循環資源の再生利用等実態調査で推計した食品廃棄物等の量に、食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査から推計した可食部率を乗じて算出。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づく基本方針を踏まえ、必要に応じ関係各省と連携しつつ以下の取組を推進</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減月間（10月）及び食品ロス削減の日（10月30日）を中心として、食品ロスの現状や食品ロス削減の重要性、実際の取組等についての普及・啓発の実施 ・食品ロスの削減に関する消費者の意識調査、全国での取組事例の収集 ・季節のイベント等に合わせた消費者・事業者等への普及啓発の実施（宴会シーズンの食べきりの推進、恵方巻き、食料備蓄におけるローリングストック法の導入等） ・食品ロス削減の推進に貢献した取組の表彰（令和2年度～） ・国民が食品ロスの削減に関心を持てるよう、各種コンテスト等 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づく基本方針を踏まえ、必要に応じ関係各省と連携しつつ以下の取組を推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減月間（10月）及び食品ロス削減の日（10月30日）を中心として、食品ロスの現状や食品ロス削減の重要性、実際の取組等についての普及・啓発の実施 ・食品ロスの削減に関する消費者の意識調査、全国での取組事例の収集 ・季節のイベント等に合わせた消費者・事業者等への普及啓発の実施（宴会シーズンの食べきりの推進、恵方巻き、食料備蓄におけるローリングストック法の導入等） ・食品ロス削減の推進に貢献した取組の表彰（令和2年度～） ・国民が食品ロスの削減に関心を持てるよう、各種コンテスト等
年度	取組内容								
令和2年度	食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づく基本方針を踏まえ、必要に応じ関係各省と連携しつつ以下の取組を推進								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減月間（10月）及び食品ロス削減の日（10月30日）を中心として、食品ロスの現状や食品ロス削減の重要性、実際の取組等についての普及・啓発の実施 ・食品ロスの削減に関する消費者の意識調査、全国での取組事例の収集 ・季節のイベント等に合わせた消費者・事業者等への普及啓発の実施（宴会シーズンの食べきりの推進、恵方巻き、食料備蓄におけるローリングストック法の導入等） ・食品ロス削減の推進に貢献した取組の表彰（令和2年度～） ・国民が食品ロスの削減に関心を持てるよう、各種コンテスト等 								

	<p>の開催（令和2年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を踏まえた取組推進に向けた地方公共団体による食品ロス削減推進計画策定に向け、説明会の開催等による支援（令和2年度～） ・食品ロス削減の推進に向けた地方における先進的なモデル的取組への支援（令和2年度～） ・「新しい生活様式」における食品ロス削減の工夫や留意事項の普及・啓発（令和2年度～）
令和6年度	基本方針の見直しの検討

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス発生量推計の実施（毎年度） ・食品ロス削減推進法に基づく基本方針を踏まえた、商慣習見直し等の取組の一層の推進（毎年度） ・大規模スポーツイベントでの食品ロス削減に向けた啓発手法に関する調査の実施（令和2年度及び令和3年度） ・設立初期のフードバンク活動団体の人材育成の取組や生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組等の支援（令和2年度及び令和3年度） ・フードバンク活動を推進するマッチングシステムの実証・構築の支援（令和2年度～令和4年度） ・食品廃棄物等の可食部・不可食部調査の実施（令和2年度及び令和5年度） ・新たな食品リサイクル法基本方針の検討（令和4年度及び令和5年度）
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和2年度	命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践の促進
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 環境省の取組

年度	取組内容
令和2年度	・地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援 (令和2年度～)
令和3年度	・地方公共団体と連携した食品ロス削減モデル事業・計画策定支援事業の実施(令和2年度)
令和4年度	・New ドギーバッグアイデアコンテストの実施及びコンテストの成果を活用した飲食店からの持ち帰りのためのドギーバッグ導入促進等(令和2年度～)
令和5年度	・学校給食における食品ロス削減を含む3Rの取組の推進(令和2年度～)
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減のための家庭の行動変容を促す取組の推進(令和2年度) ・新たな食品リサイクル法基本方針の検討(令和4年度以降) 【以降、毎年度実施】 ・食品ロス発生量推計の実施 ・食品ロスの内容・発生要因等の分析 ・地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際の留意点等を取りまとめた「自治体向職員むけ食品ロス削減の爲の取組マニュアル」の更新・普及 ・食品ロスに関する情報を集約したウェブサイト「食品ロスポータルサイト」の管理・運営 ・地方公共団体が食品ロス削減の計画策定に臨む際の留意点等を取りまとめたマニュアル等の策定・公表 ・地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援 ・地方公共団体と連携した食品ロス削減モデル事業の実施 ・食品ロス削減のための行動変容を促す取組の推進 ・環境教育等とも連携した学校給食における食品ロス削減を含む3Rの取組の推進 ・新たな食品リサイクル法基本方針の検討

項目名	② 食育の推進 ※SDGs 関連：関連目標 2、3、4、12	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
-----	-----------------------------------	------	--------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組</p> <p>国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについては正確な情報の提供等を推進する。</p> <p>食育推進会議が平成 28 年 3 月 18 日に作成した、平成 28 年度から令和 2 年度までを対象期間とする第 3 次食育推進基本計画に基づき食育を推進する。</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>学校における食育を推進する。</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>分かりやすく、実効性の高い日本型食生活を推進するとともに、農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図る。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成30年度：62%） ②農林漁業体験を経験した国民の割合の向上（平成30年度：37%）</p> <p>（目標）</p> <p>①令和2年度：70% ②令和2年度：40%</p> <p>（定義）</p> <p>①日本型食生活の実践に取り組む人の割合は、食生活及び農林漁業体験に関する調査で集計されている。 ②農林漁業体験を経験した国民の割合は、食生活及び農林漁業体験に関する調査で集計されている。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第3次食育推進基本計画の計画期間は平成28年度から令和2年度まで。 令和3年度から第4次食育推進基本計画を予定。</p>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 									
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

(2) 環境の保全に資する消費者と事業者との連携・協働

項目名	① 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革 ※SDGs 関連：関連目標 13	担当省庁	環境省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について、IPCC 評価報告書など最新の科学的知見に基づく信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図る。</p> <p>また、産業界・労働界・地方公共団体・NPO 等と連携し、国民の温暖化対策に対する理解と協力への機運を醸成する。脱炭素社会づくりに向けては、家庭・業務部門における CO₂ 排出を 2013 年度比 2030 年度までに 4 割削減する必要がある、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルを消費者が積極的に選択することは、CO₂ 排出削減に果たす役割が大きく、また、事業者の取組を後押しすることにもつながる。このため、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択「COOL CHOICE」を旗印に、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促すことで、脱炭素社会に向けた社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。</p>
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COOL CHOICE 賛同数（令和 2 年 3 月末時点：個人約 1034 万人、企業・団体約 28 万事業所） ・クールビズ及びウォームビズの実施率： <ul style="list-style-type: none"> クールビズ（業務）の実施率（令和元年度：67%）、 クールビズ（家庭）の実施率（令和元年度：69%） ウォームビズ（業務）の実施率（令和元年度：32%）、 ウォームビズ（家庭）の実施率（令和元年度：68%） ・省エネ導入割合： <ul style="list-style-type: none"> 省エネ型（電機除湿器）購入割合（平成 27 年度：68.4%）、 省エネ型（乾燥機付全自動洗濯機）購入割合（平成 27 年度：74.4%） ・照度削減率（照度削減率の変化量）（平成 30 年度：-8.0%） ・エコドライブの実施率：エコドライブ（乗用車）の実施率（令和元年度：50.8%） エコドライブ（自家用乗用車）の実施率（令和元年度：40.7%） ・カーシェアリングの実施率（令和元年度：1.29%） <p>（目標）</p> <p>令和 2 年度に地球温暖化対策計画、及び地球温暖化対策のための国民運動実施計画を見直す予定である。これに併せて、KPI の目標、定義や個別の取組予定も見直しを行う。</p>

【今後の取組予定】

○ 環境省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の展開 ・脱炭素社会の構築に向けたシンポジウムを各地方で開催 ・特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出 ・地球温暖化対策の意識啓発イベントに活用できる展示ツールを、地方公共団体等へ貸出し <p style="text-align: right;">等</p>
令和3年度	地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策のための国民運動実施計画の見直し後に具体化の予定
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	② 海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動（「プラスチック・スマート」キャンペーン）の推進 ※SDGs 関連：関連目標 12、14	担当省庁	環境省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針・プラスチック資源循環戦略・海洋プラスチックごみ対策アクションプランを踏まえ、海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制（リデュース）や再資源化（リサイクル），“プラスチックとの賢い付き合い方”をキーワードとした国民運動の展開等の施策を、関係機関と連携し、総合的に講じる。</p>												
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「プラスチック・スマート」キャンペーン取組登録数（令和元年11月時点：957件）（目標）</p> <p>令和元年度内に、取組延べ登録数1,000件を達成する 令和2年度内に、取組延べ登録数2,000件を達成する 令和3年度内に、取組延べ登録数3,000件を達成する</p> <p>（定義）</p> <p>「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録された取組数。取組数はキャンペーン事務局が集計</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2020の実施 ・シンポジウムの開催 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2021の実施 ・シンポジウムの開催 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>※令和2年、3年度を含む継続した取組</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチック・スマート」の展開 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー、公開講座等への講師派遣 <div style="text-align: right;">等</div> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2020の実施 ・シンポジウムの開催 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2021の実施 ・シンポジウムの開催 	令和4年度	※令和2年、3年度を含む継続した取組	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチック・スマート」の展開 	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー、公開講座等への講師派遣 <div style="text-align: right;">等</div>
年度	取組内容												
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2020の実施 ・シンポジウムの開催 												
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2021の実施 ・シンポジウムの開催 												
令和4年度	※令和2年、3年度を含む継続した取組												
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチック・スマート」の展開 												
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー、公開講座等への講師派遣 <div style="text-align: right;">等</div>												

項目名	③ 循環型社会形成に向けた情報提供事業・普及啓発事業の実施等 ※SDGs 関連：関連目標 12	担当省庁	環境省、経済産業省
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>資源の大切さや3Rを多くの方に周知するため、3Rの態度変容、行動喚起を促すウェブサイト「Re-Style」を運用するとともに、参加型行動促進イベント「Re-Style FES!」、「選ぼう！3Rキャンペーン」等を展開する。</p> <p>※ 毎年度、3Rを念頭に置きつつも、音楽や映像などのサブカルチャーを通じた様々なコンテンツを通じて若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。</p> <p>また、「3R推進月間」における「3R推進全国大会（・循環型社会形成推進功労者表彰・ポスターコンクール）」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰」及び関係機関の意見を踏まえた情報発信方法の改善等を行う。</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>循環型社会に向けて、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R行動の実践を呼び掛けるため、各種イベント等の広報活動を行う。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 ・「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」及び「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を踏まえ、水銀使用製品への水銀使用に係る消費者への情報提供や廃棄された水銀使用製品の適正処理を推進する。
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「選ぼう！3Rキャンペーン」参加企業数と実施店舗数（令和元年実績：11メーカー、約6,700店舗） ・「3R促進ポスターコンクール」への応募数 現状維持（令和元年実績：5,540件） <p>（目標） 出典：第4次循環型社会形成推進基本計画 具体的な3R行動の実施率を、令和5年度までに平成24年度の世論調査から約20%上昇させる。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 ・選ぼう！3Rキャンペーン </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 ・選ぼう！3Rキャンペーン 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容																
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 ・選ぼう！3Rキャンペーン 																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	
年度	取組内容																
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	

項目名	④ 生物多様性の保全と持続可能な利用の促進 ※SDGs 関連：関連目標 12、14、15	担当省庁	環境省
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るため、持続可能な開発目標（SDGs）の普及、ポスト2020生物多様性枠組等の国際社会の動向を踏まえ、国内外の先進的な取組事例を収集・発信し、事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、行動を促進するために必要な措置を引き続き検討する。</p> <p>具体的には、「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」を事業者に向けて継続的に普及させるとともに、生物多様性に関する最新の動向（SDGsの普及、ESG金融の拡大、IPBES報告書の発行、ポスト2020生物多様性枠組の採択等）を踏まえ、「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」の改定版（第3版）の検討を進め、個々の事業者によるサプライチェーン及びバリューチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び市民を含む多様な主体間の連携・協働を促進する。</p> <p>また、消費者に向けて「MY行動宣言」を普及することにより、生物多様性に配慮した商品やサービスの選択を促進する。</p> <p>※ 生物多様性基本法において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することとされている。</p> <p>※ 「MY行動宣言」とは、国民一人一人が生物多様性との関わりを自分の生活の中で捉えることができるよう、5つのアクション（たべよう、ふれよう、つたえよう、まもろう、えらぼう）の中から自らの行動を選択して宣言する、生物多様性の普及・啓発に関する取組。</p>												
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>事業活動に生物多様性保全の概念を盛り込んでいる企業の割合</p> <p>※生物多様性の分野では消費に関する指標は定められておらず、今後生物多様性保全と消費者に関する適切なKPIの設定について検討する。</p> <p>（目標）</p> <p>令和6年度までに80%以上とすることを目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>調査対象企業のうち、該当する回答を行った企業の割合</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td>MY行動宣言のまとめ 事業者の活動事例集の発行と周知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の公開</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の発行と周知</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	MY行動宣言のまとめ 事業者の活動事例集の発行と周知	令和3年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の検討	令和4年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の公開	令和5年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発	令和6年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の発行と周知
年度	取組内容												
令和2年度	MY行動宣言のまとめ 事業者の活動事例集の発行と周知												
令和3年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の検討												
令和4年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の公開												
令和5年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発												
令和6年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の発行と周知												

項目名	⑤ 有機農産物を始めとする環境に配慮した食品への理解と関心の増進 ※SDGs 関連：関連目標 8、12、15	担当省庁	農林水産省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 農林水産省の取組</p> <p>有機農産物を始めとする環境に配慮した食品については、「食料・農業・農村基本計画」に則し、有機農業を始めとする生物多様性と自然の物質循環が健全に維持される取組について消費者等に分かりやすく伝え、持続可能な消費行動を促す取組を通して、消費者の理解と関心を増進する。</p> <p>特に、有機農業については、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。）及び同法に基づく基本方針に則し、地方公共団体と連携し、また農業者、実需者やその他の関係者等の協力を得て、有機農業に対する消費者の理解を増進する取組等を推進し、国産有機食品に対する需要が喚起されるよう努める。</p> <p>有機 JAS 制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う。</p>
------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】 有機食品を週1回以上利用する消費者の割合：17.5%（平成29年）</p> <p>（目標） 「有機食品を週1回以上利用する消費者の割合」を令和12年には25%に引き上げる。</p> <p>（定義） 平成29年の数値は、国内の16歳以上の一般消費者を対象とした「平成29年度有機マーケットに関する調査（農林水産省生産局農業環境対策課）」において集計。「有機食品の購入や外食等の頻度」の質問項目において、「ほぼ毎日」、「週に2～3回程度」、「週に1回程度」のうちいずれかを回答した者の割合を合計して算出。</p> <p>【今後の取組予定】 ○ 農林水産省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発 ・有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エシカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 ・食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進 ・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知 ・国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進 ・有機JAS制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発 ・有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エシカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 ・食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進 ・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知 ・国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進 ・有機JAS制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う。
年度	取組内容									
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発 									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発 ・有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エシカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 ・食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進 ・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知 ・国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進 ・有機JAS制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う。 									

項目名	⑥ 各種リサイクル法等の普及啓発 ※SDGs 関連：関連目標 12	担当省庁	環境省、経済産業省
-----	--------------------------------------	------	-----------

<p>施策概要</p>	<p>○ 環境省の取組</p> <p>平成 30 年度及び令和元年度において、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の機運を活用した「アフターメダルプロジェクト」による小型家電リサイクル制度の啓発や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく違法な不用品回収業者対策としてポスター、パンフレット等の作成を実施した。今後も各種リサイクル法や 3R 全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。</p> <p>また、平成 28 年度以降で実施した小学校でのモデル授業の課題や改善点を整理し、メダルプロジェクトその他の国民参画型プロジェクトの内容を盛り込むなど、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>各種リサイクル法等の普及啓発のため、3R に関する法制度とその動向を取りまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を引き続き作成し、関係機関に配布するほか、3R に関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布を行う。</p> <p>また、3R 政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/) においても、引き続き取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用 DVD の貸出等を実施する。</p>
-------------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】 出典：第四次循環型社会形成推進基本計画</p> <p>具体的な3R行動の実施率：平成24年度の世論調査から約20%上昇（令和7年度）</p> <p>（目標）</p> <p>具体的な3R行動の実施率を、令和7年度までに平成24年度の世論調査から約20%上昇させる。</p> <p>（定義）</p> <p>具体的な3R行動の実施率は、内閣府が平成24年6月に「環境問題に関する世論調査」を実施している。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し（4,000部程度）、関係機関に配布・3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布を行うと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施していく。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し（4,000部程度）、関係機関に配布・3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布を行うと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施していく。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容																
令和2年度	各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	
年度	取組内容																
令和2年度	引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し（4,000部程度）、関係機関に配布・3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布を行うと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施していく。																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	

(3) その他の持続可能な消費社会の形成に資する消費者と事業者との連携・協働

<p>項目名</p>	<p>① エシカル消費の普及啓発 ※SDGs 関連：関連目標 12、13、14、15、17</p>	<p>担当省庁</p>	<p>消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省庁</p>
------------	---	-------------	-------------------------------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 関係府省庁の取組</p> <p>持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、エシカル消費に関する調査及び普及啓発を実施する。また、エシカル消費の普及に当たり、関係省庁との連携を図る。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>エシカル消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、エシカル消費につながる商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、エシカル消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）を行う。また、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携に向けた研修の機会の提供等事業者への働きかけ、認証ラベルの情報提供を行う。エシカル消費の地域での普及啓発モデルの検討・実施については、「消費者庁新未来創造戦略本部」において行う。</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>環境との調和なくして農林水産業・食品産業の持続的な発展は見込まれないことから、「持続可能な生産消費形態のあり方検討会」を立ち上げ、今後更に持続的な生産への取組を進めるため、これを支える持続可能な消費の在り方について、普及方策も含め有識者による検討を行った。有識者の意見を踏まえ、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナブルウィーク」の創設、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の表彰の実施等を含む中間取りまとめを公表した。今後は、これらの取組を行う事業者等のネットワークを構築し、事業者等の主体的な取組や事業者等との連携を促進する。</p> <p>認証ラベルの一つである水産エコラベル[※]は、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示すものであることから、水産資源を管理しつつ最大限活用することの重要性についての消費者の理解の増進に資するため、令和元年12月、「MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）」が、国際的に水産エコラベルの承認を行う「GSSI（グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブ）」からアジアのスキームとして初めて承認を受けたことや、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国内外における普及を促進する。</p> <p>※我が国で活用されている主な水産エコラベルには、MEL、MSC、ASC等がある。</p>
-------------	--

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

クリーンウッド法[※]は、地域及び地球環境の保全に資することを目的として、木材関連事業者に対しては取り扱う木材等の合法性の確認を求め、木材を取り扱う事業者には合法伐採木材等の利用に努めることを求めており、合法伐採木材の流通及び利用を促進する意義について消費者や事業者理解を深めてもらうため、合法伐採木材の利用促進に向けた普及啓発等の措置を講じている。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①エシカル消費の認知度（消費者庁「倫理的消費に関する消費者意識調査」（平成28年12月）：6.0%）</p> <p>②環境に配慮した商品やサービスを選択することを心掛けている割合（「消費者意識基本調査」（平成30年度）：かなり心掛けている11.2%、ある程度心掛けている48.1%）</p> <p>③国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数（令和2年3月末時点：38件）</p> <p>（目標）</p> <p>①認知度を30%にする。</p> <p>②令和7年度までに、かなり心掛けている20%、ある程度心掛けている70%とすることを旨とする。</p> <p>③令和4年度までに、国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数を150件にする。</p> <p>（定義）</p> <p>①「エシカル消費に関する消費者意識調査」（令和4年度）</p> <p>②「消費者意識基本調査」</p> <p>③国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者
年度	取組内容												
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） 												
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） 												
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） 												
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 												
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者 												

	庁新未来創造戦略本部) ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）
○ 農林水産省の取組	
年度	取組内容
令和2年度	持続可能な消費の普及について、 ・持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナブルウィーク」の創設、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の表彰の実施等を含む持続可能な生産消費形態あり方検討会中間取りまとめの内容を実施
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
年度	取組内容
令和2年度	水産エコラベルについて、 ・事業者向けガイドラインの作成 ・イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展 ・国際シンポジウムの開催 ・認証取得者の取組紹介 ・事業者向けコンサルティングの実施 ・認証審査員・認証機関の増加に向けた取組 ・水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信 ・アジアスタンダード化に向けた調査
令和3年度	水産エコラベルについて、 ・事業者向けガイドラインの作成 ・イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展 ・国際シンポジウムの開催 ・認証取得者の取組紹介 ・事業者向けコンサルティングの実施 ・認証審査員・認証機関の増加に向けた取組 ・水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信 ・アジアスタンダード化に向けた調査 ・国内消費者向けのPR活動
令和4年度	水産エコラベルについて、 ・令和2年度、令和3年度の取組を踏まえ、取組内容を強化 ・事業者向けガイドラインの作成 ・イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展 ・国際シンポジウムの開催 ・認証取得者の取組紹介 ・事業者向けコンサルティングの実施
令和5年度	

	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・認証審査員・認証機関の増加に向けた取組 ・水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信 ・アジアスタンダード化に向けた調査 ・国内消費者向けのPR活動
	○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組	
	年度	取組内容
	令和2年度	合法伐採木材の利用促進について、 ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進 ・森林・林業・木材産業関係団体で構成される協議会による展示会への出展などによる普及啓発活動
	令和3年度	
	令和4年度	
	令和5年度	
	令和6年度	

項目名	② 消費者志向経営の推進 ※SDGs 関連：関連目標 12、17	担当省庁	消費者庁、経済産業省
-----	-------------------------------------	------	------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p> <p>消費者志向経営の広範な普及を図るために、社会的気運を高めるための全国的な推進活動として、次の取組を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営推進に向けた自主宣言・フォローアップ活動等 <p>事業者団体、消費者団体及び行政機関（消費者庁）によって構成される消費者志向経営推進組織（プラットフォーム）により、消費者志向経営の広範な普及に向けた活動を展開する。</p> <p>具体的には、事業者が自主的に消費者志向経営を行うことを自主宣言・公表し、宣言内容に基づいて取組を実施し、その結果をフォローアップして公表する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加の呼び掛けを行う。また、優良事例の表彰を実施すること等を通じ、事業者の取組を消費者に分かりやすく情報提供することで事業者の取組状況を可視化することや、消費者・社会の理解の促進と、事業者の取組の促進を図る。なお、令和2年度に自主宣言の参加事業者拡大に向けたチェックリスト及び表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討を行うこととしており、これらの検討結果を踏まえ、令和3年度から、推進活動の在り方について見直しを行う。その後は見直し後の進捗状況等を踏まえ、更なる推進に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者層向けセミナー（トップセミナー）の開催 <p>経営者層向けに各種のセミナー等を開催し、消費者志向経営の一層の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の管理職・担当者の資質向上に向けた研修等の開催 <p>事業者の管理職や担当者向けの研修を開催し、消費者の視点を業務にいかすため、消費者問題や関係法令などの基本的な知識の習得や、参加者による業種を超えた交流等を行う。</p> <p>事業者や事業者団体に対し、自主的な取組の促進のため、消費者行政に関わる情報提供を実施する。</p> <p>消費者団体と事業者団体の相互の連携を図るため、意見交換の場を設ける。「消費者庁新未来創造戦略本部」において、地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、地方の事業者への普及・啓発を行う。</p>
-------------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向自主宣言事業者数 ・消費者志向経営優良事例表彰応募事業者数 ・事業者等への消費者行政に関わる情報の提供等の状況（情報提供を行った回数、情報提供を行った事業者数等） <p>（目標）</p> <p>令和6年度までに消費者志向経営自主宣言事業者数を倍増する（令和2年3月末現在：153事業者）。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・優良事例の表彰 ・自主宣言の参加事業者拡大に向けたチェックリスト及び表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施 ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・優良事例の表彰 ・自主宣言の参加事業者拡大に向けたチェックリスト及び表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施 ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・優良事例の表彰 ・自主宣言の参加事業者拡大に向けたチェックリスト及び表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 										
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 										
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施 ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 										
令和5年度											
令和6年度											

項目名	③「ホワイト物流」推進運動の展開 ※SDGs 関連：関連目標 5、9	担当省庁	国土交通省、関係省庁
-----	---------------------------------------	------	------------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済の更なる成長に寄与するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化 ・女性や高齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現 <p>に取り組む、「ホワイト物流」推進運動を、関係省庁等と連携して推進する。</p> <p>その一環として、国民に対し、再配達削減や引越時期の分散化を呼び掛ける。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー等の開催状況 ・ポータルサイト等による、国民を含めた関係者への協力の呼び掛け <p>(目標)</p> <p>セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

(4) 事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進

項目名	① 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進 ※SDGs 関連：関連目標 8、12	担当省庁	消費者庁
-----	---	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>公益通報者保護制度について、説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発、市区町村における内部通報窓口の整備促進、中小企業における内部通報窓口の整備促進、労働者の内部通報窓口に対する信頼度の向上、内部通報制度に係る認証制度の普及、消費者庁における一元的窓口の整備・運用等に取り組む。</p> <p>また、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）について、事業者に対する通報対応体制整備の義務付け、公益通報対応業務従事者等に対する守秘義務及び同義務違反に対する罰則の新設、行政機関への通報に係る保護要件の緩和、保護対象となる通報者や通報対象事実の範囲の拡大等を内容とする公益通報者保護法の一部を改正する法律案が第 201 回国会で成立した。今後は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 51 号）の円滑な施行に向けて通報対応体制整備に関する指針の策定等に取り組むとともに、公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱い等の検討を実施する。</p>
------	---

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大企業労働者における公益通報者保護法の認知度（平成28年度：46%） ② 中小企業労働者における公益通報者保護法の認知度（平成28年度：43%） ③ 市区町村の内部通報窓口の設置率（平成30年度：54.8%） ④ 中小企業の内部通報窓口の設置率（平成28年度：40.2%） ⑤ 内部通報制度に関する認証取得事業者数（令和2年3月末時点：56社） <p>（目標） 令和6年度に、①65%、②55%、③75%、④55%、⑤300社とすることを目指す。</p> <p>（定義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び②：労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査（直近は平成28年度）の間（あなたは、公益通報者保護法を御存知ですか。） ③：行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査（直近は平成30年度）の間（通報相談窓口の設置の有無） ④：公益通報者保護制度に関する民間事業者の実態調査（直近は平成28年度）の間（内部通報制度を導入していますか。） ⑤：内部通報制度認証事務局（公益社団法人商事法務研究会）のウェブサイトの登録事業者一覧 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td>・説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td>・市区町村における内部通報窓口の整備促進、中小企業における内部通報窓口の整備促進 ・内部通報制度に係る認証制度の普及</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>・通報対応体制整備に関する指針の策定（令和2～3年度） ・公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱い等の検討（公益通報者保護法改正法の施行後3年を目途）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発	令和3年度	・市区町村における内部通報窓口の整備促進、中小企業における内部通報窓口の整備促進 ・内部通報制度に係る認証制度の普及	令和4年度	・通報対応体制整備に関する指針の策定（令和2～3年度） ・公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱い等の検討（公益通報者保護法改正法の施行後3年を目途）	令和5年度		令和6年度	
年度	取組内容												
令和2年度	・説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発												
令和3年度	・市区町村における内部通報窓口の整備促進、中小企業における内部通報窓口の整備促進 ・内部通報制度に係る認証制度の普及												
令和4年度	・通報対応体制整備に関する指針の策定（令和2～3年度） ・公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱い等の検討（公益通報者保護法改正法の施行後3年を目途）												
令和5年度													
令和6年度													

項目名	② 景品表示法の普及啓発 ※SDGs 関連：関連目標 8、12	担当省庁	消費者庁
-----	------------------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>景品表示法の説明会への講師派遣を行うことに加え、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、様々な業界に対して、同法の普及啓発を図るとともに、社内規程の策定や景品表示法第 26 条及び同条に基づく指針等を踏まえた表示等に関する事業者のコンプライアンス体制の整備、事業者団体による自主基準の策定など、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援促進する。</p> <p>引き続き、過去の違反事例と共に、同法の基本的な考え方について周知活動を行う。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法に係る説明会の参加者数、説明会における理解度 (平成 30 年度：約 9 割) ・パンフレットの配布状況 (配布部数) (平成 30 年度：約 12,000 部) ・景品表示法第 26 条及び同条に基づく指針等に係る事業者及び一般消費者の理解度 <p>(目標)</p> <p>景品表示法 (第 26 条及び同条に基づく指針を含む。) に係る説明会等における理解度を令和 6 年度までの間、90%以上を達成することを目指す。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

項目名	③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援 ※SDGs 関連：関連目標 8、12	担当省庁	消費者庁、公正取引委員会
-----	---	------	--------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、公正取引委員会の取組</p> <p>不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第 31 条の規定に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>研修会を始めとした公正取引協議会の各種会合等に参加した割合（令和元年度：85%）</p> <p>（目標）</p> <p>研修会を始めとした公正取引協議会の各種会合等に参加した割合について、令和 6 年度までの間、85%以上を達成することを目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>消費者庁及び公正取引委員会が研修会を始めとした各種会合等に参加した公正取引協議会数を全公正取引協議会数で除したもの。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、公正取引委員会の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1312 1382 1592"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1312 647 1357">年度</th> <th data-bbox="647 1312 1382 1357">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1357 647 1402">令和 2 年度</td> <td data-bbox="647 1357 1382 1592" rowspan="5">公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1402 647 1447">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1447 647 1491">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1491 647 1536">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1536 647 1592">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

Ⅲ 消費生活に関連する多様な課題への機動的・集中的な対応

(1) デジタル・プラットフォームその他デジタルサービスの利用と消費者利益の保護・増進の両立

項目名	① 経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応 ア キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現	担当省庁	経済産業省、金融庁
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>令和元年10月から令和2年6月まで実施するキャッシュレス・ポイント還元事業については、多くの消費者の方に安全・安心に御利用いただくことが重要である一方で、本事業を悪用した詐欺行為や不適切な営業に関し、複数件の報告を受けている。このため、当該事業のウェブサイトや周知ポスター、チラシ等により、不正事案に関する注意喚起を行うとともに、消費者庁等とも連携しながら、適切な注意喚起を行っていく。</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <p>スマートフォン等を用いた新たな決済サービスの利用による利便性の向上に配慮しつつ、関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">キャッシュレス・ポイント還元事業における不正事案に関する消費者向けの注意喚起等</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">決済サービスを提供する事業者における新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態等を踏まえ、必要な対応を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	キャッシュレス・ポイント還元事業における不正事案に関する消費者向けの注意喚起等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	決済サービスを提供する事業者における新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態等を踏まえ、必要な対応を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容																
令和2年度	キャッシュレス・ポイント還元事業における不正事案に関する消費者向けの注意喚起等																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	
年度	取組内容																
令和2年度	決済サービスを提供する事業者における新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態等を踏まえ、必要な対応を実施																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	

項目名	① 経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応 イ デジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益の確保	担当省庁	消費者庁、内閣官房
-----	---	------	-----------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>デジタル・プラットフォーム事業者の取引の場の提供者としての役割や、デジタル・プラットフォーム事業者から消費者に対する情報提供の在り方について議論するため、令和元年12月から消費者庁にて開催されている「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」における議論、「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ―オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて―」（平成31年4月18日 消費者委員会）や成長戦略フォローアップ（令和元年6月閣議決定）等も踏まえ、関係府省庁等との連携の下で、不適切な取引の防止やより安全な取引の促進など消費者利益の確保の観点から、イノベーションを阻害しないよう留意しつつ、関連法令の見直しを含め新たな法的枠組みに関する検討を行い、必要な法制度の整備などの取組を進める。</p> <p>○ 内閣官房の取組</p> <p>デジタル市場競争会議及び同会議ワーキンググループにおいて、個人情報等の取得・利用に対する懸念、データの集中による寡占化がもたらす競争への悪影響の懸念を踏まえ、デジタル広告市場（関連する検索やSNS等を含む。）について評価を開始する。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」における検討状況等を踏まえ、今後検討及び整理の予定。								
	【今後の取組予定】 ○ 消費者庁の取組								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> ・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」の検討結果の取りまとめ ・これをふまえた新たな法的枠組みに関する検討及び必要な法制度の整備、政策の推進等 ・内閣官房デジタル市場競争本部等との連携も含め、引き続き、本分野の調査等の政策の推進 ・「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ― オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて―」（平成31年4月18日消費者委員会）に掲げられた施策課題の検討・推進 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」の検討結果の取りまとめ ・これをふまえた新たな法的枠組みに関する検討及び必要な法制度の整備、政策の推進等 ・内閣官房デジタル市場競争本部等との連携も含め、引き続き、本分野の調査等の政策の推進 ・「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ― オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて―」（平成31年4月18日消費者委員会）に掲げられた施策課題の検討・推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容							
	令和2年度	・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」の検討結果の取りまとめ ・これをふまえた新たな法的枠組みに関する検討及び必要な法制度の整備、政策の推進等 ・内閣官房デジタル市場競争本部等との連携も含め、引き続き、本分野の調査等の政策の推進 ・「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ― オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて―」（平成31年4月18日消費者委員会）に掲げられた施策課題の検討・推進							
	令和3年度								
	令和4年度								
	令和5年度								
	令和6年度								
	○ 内閣官房の取組								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>デジタル広告市場の競争状況の評価</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	デジタル広告市場の競争状況の評価	令和3年度	—	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	デジタル広告市場の競争状況の評価								
令和3年度	—								
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 「データ駆動社会」におけるビッグデータ（パーソナルデータを含む。）の適切な管理と効果的な活用 ア 情報信託機能の社会実装・普及に向けた施策の推進	担当省庁	総務省、経産省
-----	---	------	---------

施策概要	<p>○ 総務省・経済産業省の取組</p> <p>情報信託機能の認定スキームに関する検討会を開催し、「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを実施する。また、総務省において、情報銀行の社会実装を推進するため、情報の活用について必要なルールの検討に資する実証事業を実施するとともに、データ倫理を担う人材の育成と情報銀行を介したデータ連携のための機能の標準化に資する実証を実施する。さらに、情報銀行について、認定団体と連携し、事業者や消費者への普及促進に向けて取り組む。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>情報信託機能の認定基準により認定された事業の数（令和2年5月時点：5件）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省・経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の運用に向けてモデルケース創出、必要なルール等の検討に資する実証事業等情報銀行の推進に向けた取組を実施する。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の展開を促進するため、他のデータ取扱事業者から利用者に戻されたデータを安全に受け取る主体として情報銀行が活用されるための標準APIの整備等データ連携の方策等についての取りまとめを行う。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた課題に対して所要の措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の運用に向けてモデルケース創出、必要なルール等の検討に資する実証事業等情報銀行の推進に向けた取組を実施する。	令和3年度	必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の展開を促進するため、他のデータ取扱事業者から利用者に戻されたデータを安全に受け取る主体として情報銀行が活用されるための標準APIの整備等データ連携の方策等についての取りまとめを行う。	令和4年度	引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた課題に対して所要の措置を実施する。	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の運用に向けてモデルケース創出、必要なルール等の検討に資する実証事業等情報銀行の推進に向けた取組を実施する。										
令和3年度	必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の展開を促進するため、他のデータ取扱事業者から利用者に戻されたデータを安全に受け取る主体として情報銀行が活用されるための標準APIの整備等データ連携の方策等についての取りまとめを行う。										
令和4年度	引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた課題に対して所要の措置を実施する。										
令和5年度											
令和6年度											

項目名	② 「データ駆動社会」におけるビッグデータ（パーソナルデータを含む。）の適切な管理と効果的な活用 イ データヘルスの推進等を通じた医療分野等におけるビッグデータの適切な活用	担当省庁	厚生労働省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）、介護DB（介護保険総合データベース）情報の匿名での連結解析を可能とするシステムについて、令和2年度の運用開始に向けて検討する。</p> <p>がんゲノム医療については、質の高いゲノム情報と臨床情報を、患者同意及び十分な情報管理体制の下、国内のがんゲノム情報管理センター（C-CAT）に集積し、当該データを、関係者が幅広く創薬などの革新的治療法や診断技術の開発等に分析・活用できる体制を整備し、個別化医療を推進する。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" data-bbox="464 999 1382 1276"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 999 647 1043">年度</th> <th data-bbox="647 999 1382 1043">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1043 647 1088">令和2年度</td> <td data-bbox="647 1043 1382 1276" rowspan="5">C-CAT におけるがんゲノム情報等の収集・分析、革新的治療法等の開発推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1088 647 1133">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1133 647 1178">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1178 647 1223">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1223 647 1276">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	C-CAT におけるがんゲノム情報等の収集・分析、革新的治療法等の開発推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	C-CAT におけるがんゲノム情報等の収集・分析、革新的治療法等の開発推進								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等 ア デジタル・プラットフォームの利用に当たって消費者が留意すべき事項の理解増進	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」での議論等を通じ、「デジタルプラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」を取りまとめ、周知を図るとともに、必要に応じ、デジタル・プラットフォーム事業者及び消費者団体の意見を聴いた上で、ガイドブックを改定する。</p> <p>上記ガイドブックを未成年者や高齢者等向けに分かりやすく解説したパンフレットを作成し、消費者向けの普及啓発を行う。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>デジタル・プラットフォームを介する取引において消費者が注意すべき事項の認知度（目標）</p> <p>消費者が注意すべき事項の認知度を令和3年度末までに取組前と比較して5割向上させる。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="464 1144 1394 1603"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1144 675 1189">年度</th> <th data-bbox="675 1144 1394 1189">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1189 675 1330">令和2年度</td> <td data-bbox="675 1189 1394 1330"> <ul style="list-style-type: none"> 「デジタル・プラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」の取りまとめ 未成年者等向けパンフレットの作成、配布 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1330 675 1464">令和3年度</td> <td data-bbox="675 1330 1394 1464"> <ul style="list-style-type: none"> デジタル・プラットフォーム事業者及び消費者団体との意見交換 必要に応じたガイドブック及びパンフレットの改定 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1464 675 1509">令和4年度</td> <td data-bbox="675 1464 1394 1603" rowspan="3">施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1509 675 1554">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1554 675 1603">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 「デジタル・プラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」の取りまとめ 未成年者等向けパンフレットの作成、配布 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> デジタル・プラットフォーム事業者及び消費者団体との意見交換 必要に応じたガイドブック及びパンフレットの改定 	令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 「デジタル・プラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」の取りまとめ 未成年者等向けパンフレットの作成、配布 										
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> デジタル・プラットフォーム事業者及び消費者団体との意見交換 必要に応じたガイドブック及びパンフレットの改定 										
令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し										
令和5年度											
令和6年度											

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等 イ 消費者がAIを賢く利活用する方策の周知啓発	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」の下に設けられた AI ワーキンググループでの議論を通じ、消費者がAIのメリット・デメリットを正しく理解し、AIを賢く利活用するための「AI利活用ハンドブック」及び一般消費者向けリーフレットを取りまとめ、消費者向けの普及啓発を行う。</p>										
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>AIに関する消費者の理解度 (目標)</p> <p>消費者の理解度を令和3年度末までに取組前と比較して理解度を5割向上させる。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「AI利活用ハンドブック」及びリーフレットの取りまとめ ・ハンドブック及びリーフレットを用いた普及啓発 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンドブック及びリーフレットを用いた普及啓発 ・必要に応じたガイドブック及びリーフレットの改定 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;"> 施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「AI利活用ハンドブック」及びリーフレットの取りまとめ ・ハンドブック及びリーフレットを用いた普及啓発 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドブック及びリーフレットを用いた普及啓発 ・必要に応じたガイドブック及びリーフレットの改定 	令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「AI利活用ハンドブック」及びリーフレットの取りまとめ ・ハンドブック及びリーフレットを用いた普及啓発 										
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドブック及びリーフレットを用いた普及啓発 ・必要に応じたガイドブック及びリーフレットの改定 										
令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し										
令和5年度											
令和6年度											

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等 ウ デジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>社会のデジタル化に伴い発生している新たな消費者問題に対応するための知識を消費者に身に付けてもらうため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での検討等 デジタル化に対応した消費者教育の今後の具体的な推進方策について消費者教育推進会議等の場で検討する。 ・啓発用デジタル教材の開発 「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」取りまとめを踏まえ、アクティブラーニングの考え方を取り入れ、e-ラーニングやオンライン授業に対応した、啓発用の教材を開発する。 ・デジタル技術を活用した普及啓発の強化 SNS やPR プラットフォームサービスを利用するなど、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報発信を行う。
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教材：教材を利用した学校での授業実施状況（令和4年度に徳島県で開始） ・普及啓発：SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスの登録数 <p>（目標） SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスの登録数を令和3年度に20万以上とする。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="464 1458 1394 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1458 675 1507">年度</th> <th data-bbox="675 1458 1394 1507">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1507 675 1644">令和2年度</td> <td data-bbox="675 1507 1394 1644"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での検討開始 ・デジタル教材の内容を検討する検討会の開催、検討開始 ・SNS 公式アカウントでの情報発信開始 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1644 675 1780">令和3年度</td> <td data-bbox="675 1644 1394 1780"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での結論 ・デジタル教材の内容決定、開発 ・PR プラットフォームの利用開始 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1780 675 1830">令和4年度</td> <td data-bbox="675 1780 1394 1830"> <ul style="list-style-type: none"> ・教材の授業での利用開始 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1830 675 1879">令和5年度</td> <td data-bbox="675 1830 1394 1879"> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1879 675 1917">令和6年度</td> <td data-bbox="675 1879 1394 1917"></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での検討開始 ・デジタル教材の内容を検討する検討会の開催、検討開始 ・SNS 公式アカウントでの情報発信開始 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での結論 ・デジタル教材の内容決定、開発 ・PR プラットフォームの利用開始 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の授業での利用開始 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し 	令和6年度	
年度	取組内容												
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での検討開始 ・デジタル教材の内容を検討する検討会の開催、検討開始 ・SNS 公式アカウントでの情報発信開始 												
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での結論 ・デジタル教材の内容決定、開発 ・PR プラットフォームの利用開始 												
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の授業での利用開始 												
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し 												
令和6年度													

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の 成果の消費生活への導入等における消費者への 配慮等 エ デジタル機器・サービスの利用に係る新たな消 費者問題への対応	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>社会のデジタル化の進展に伴い新たに登場したデジタル機器・サービスに関する消費者トラブルに対応するため、「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」取りまとめを踏まえて以下の施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル社会における消費者行動に係る調査研究 <p>SNSによるデマ拡散による買占め騒動などデジタル社会に特徴的に見られる消費者の行動について詳細な調査分析を行う。</p> ・ SNSに係る消費者問題への対応 <p>事業者団体と連携してSNS広告その他消費者トラブルの解消を図る。</p> ・ オンラインゲームに係る消費者問題への対応 <p>事業者団体と連携してオンラインゲームに係る消費者トラブルの解消を図るとともに、ゲーム依存症に関する相談が本人や家族から寄せられた際の消費生活相談員向けのマニュアルを作成して相談員に配布する。</p> ・ キャッシュレス決済に係る消費者問題への対応 <p>多様化・複雑化しているキャッシュレス決済における事業者（決済代行業者や立替払事業者）の実態を調査した上で、消費者向け啓発資料を作成して普及啓発を行うなど必要な対策を講じる。</p>
------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①デジタル社会における消費者行動に係る調査研究</p> <p>②SNSに係る消費者問題への対応（SNSに係る消費者トラブルの件数（相談件数））</p> <p>③オンラインゲームに係る消費者問題への対応（ペアレンタルコントロール機能に関する保護者の認知度及び利用率）</p> <p>④キャッシュレス決済に係る消費者問題への対応（事業者の現況調査）</p> <p>（目標）</p> <p>①調査研究結果を令和3年度に公表し、必要な対策を令和4年度から講じる。</p> <p>②SNSに係る消費者トラブルの件数（相談件数）を対象期間中に半減させる。</p> <p>③対象期間中に、ペアレンタルコントロール機能に関する保護者の認知度を8割、利用率を5割にする（令和元年度時点でそれぞれ58.2%、20.3%）。</p> <p>④事業者の現況調査結果を令和2年度に公表し、必要な施策を令和3年度から講じる。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル社会における消費者行動に係る調査研究、及びキャッシュレス決済に係る事業者の現況調査を実施。 ・ゲーム依存症に係る消費生活相談員向けマニュアルを作成。 ・オンラインゲーム及びSNSに関する普及啓発イベント等の実施。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済に係る調査結果を踏まえて必要な対策の実施。 ・オンラインゲーム及びSNSに関する普及啓発の実施。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3"> 施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル社会における消費者行動に係る調査研究、及びキャッシュレス決済に係る事業者の現況調査を実施。 ・ゲーム依存症に係る消費生活相談員向けマニュアルを作成。 ・オンラインゲーム及びSNSに関する普及啓発イベント等の実施。 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済に係る調査結果を踏まえて必要な対策の実施。 ・オンラインゲーム及びSNSに関する普及啓発の実施。 	令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル社会における消費者行動に係る調査研究、及びキャッシュレス決済に係る事業者の現況調査を実施。 ・ゲーム依存症に係る消費生活相談員向けマニュアルを作成。 ・オンラインゲーム及びSNSに関する普及啓発イベント等の実施。 										
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済に係る調査結果を踏まえて必要な対策の実施。 ・オンラインゲーム及びSNSに関する普及啓発の実施。 										
令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。										
令和5年度											
令和6年度											

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等 オ 自動運転の実現に向けた制度整備の推進	担当省庁	内閣官房、警察庁、消費者庁、法務省、国土交通省、関係府省庁等庁
-----	---	------	---------------------------------

施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省の取組 自動運転車のための専用空間の在り方や、路車連携技術等を含む自動運転に対応した道路空間の基準・制度等について検討を行う。 ○ 警察庁の取組 レベル4の自動運転に向けた制度整備に係る課題等について検討する。 ○ 消費者庁及び関係省庁の取組 ソフトウェアの更新の際の製造物責任法の適用関係等について、技術的動向を踏まえて継続検討する。 ○ 法務省の取組 交通ルール、運送事業に関する法制度等により、様々な関係主体に期待される役割や義務を明確化することを踏まえ、刑事責任に関する検討を行う。
------	---

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 官民 ITS 構想・ロードマップに記載されている以下の自動運転の目標達成に必要な制度整備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年に高速道路での自家用車のレベル3の自動運転実現 ・令和2年度に新東名高速道路でのトラックの後続無人隊列走行技術の実現 令和4年度以降に高速道路でのトラックの後続無人隊列走行の商業化 ・令和2年に実証実験の枠組を利用した自動運転移動サービスの実現 レベル4の自動運転移動サービスの実現 								
	【今後の取組予定】 ○ 国土交通省の取組								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">自動運転車のために縁石等により構造的に分離された専用空間、路に敷設する電磁誘導線など、自動運転に対応した道路空間の基等を整備</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	自動運転車のために縁石等により構造的に分離された専用空間、路に敷設する電磁誘導線など、自動運転に対応した道路空間の基等を整備	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容							
	令和2年度	自動運転車のために縁石等により構造的に分離された専用空間、路に敷設する電磁誘導線など、自動運転に対応した道路空間の基等を整備							
	令和3年度								
	令和4年度								
	令和5年度								
	令和6年度								
	○ 警察庁の取組								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">レベル4の自動運転に向けた制度整備について検討</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	レベル4の自動運転に向けた制度整備について検討	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年度	取組内容								
令和2年度	レベル4の自動運転に向けた制度整備について検討								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									
○ 消費者庁及び関係省庁の取組									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">技術的動向等を踏まえ検討</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	技術的動向等を踏まえ検討	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年度	取組内容								
令和2年度	技術的動向等を踏まえ検討								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	③ 技術革新の成果の消費生活への導入 等における消費者への配慮等 カ 犬猫のマイクロチップ登録義務化	担当省庁	環境省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>令和元年改正動物愛護管理法において、販売に供される犬猫へのマイクロチップ装着と情報の登録が義務化された。同規定は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の公布の日から3年を超えない範囲での施行となっており、その着実な施行に向けて、犬猫へのマイクロチップ装着・情報登録の管理に係る体制の整備及び電子情報システムの構築を行うこととしている。</p>									
KPI・ 今後の取組予定	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 875 1382 1151"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 875 651 920">年度</th> <th data-bbox="651 875 1382 920">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 920 651 965">令和2年度</td> <td data-bbox="651 920 1382 1010" rowspan="2">政省令等の検討、登録システムの構築</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 965 651 1010">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1010 651 1055">令和4年度</td> <td data-bbox="651 1010 1382 1151" rowspan="3">制度の普及啓発</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1055 651 1099">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1099 651 1151">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	政省令等の検討、登録システムの構築	令和3年度	令和4年度	制度の普及啓発	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	政省令等の検討、登録システムの構築									
令和3年度										
令和4年度	制度の普及啓発									
令和5年度										
令和6年度										

(2) 消費生活のグローバル化の進展への対応

項目名	① 越境消費者トラブルへの対応力の強化	担当省庁	消費者庁										
施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国民生活センター越境消費者センター（CCJ）において、越境消費者トラブルに関する相談対応を実施し、消費者に対して相談内容に応じた助言や情報提供を行う。</p> <p>また、海外機関との更なる連携強化・拡大に努め、越境取引における消費者トラブルへ効果的に対応する。</p> <p>また、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめ等を踏まえたCCJの態勢等の強化について検討を行う。</p>												
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応状況（平成30年度：6,257件） ・提携先海外消費者機関数（令和元年度：15機関26か国・地域） <p>（目標）</p> <p>国民生活センター越境消費者センター（CCJ）を活用し、越境消費者トラブルに関する相談対応を適切に行うとともに、提携先海外消費者機関を拡大する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1223 1382 1554"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大 CCJの態勢等の強化の検討</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大	令和3年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大 CCJの態勢等の強化の検討	令和4年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容												
令和2年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大												
令和3年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大 CCJの態勢等の強化の検討												
令和4年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大												
令和5年度													
令和6年度													

項目名	② 訪日外国人・在留外国人からの相談に対する体制の強化	担当省庁	消費者庁
-----	-----------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国民生活センターにおいて、訪日外国人に対する相談対応を実施し、相談内容を踏まえた情報提供を行うとともに、相談窓口の周知を実施する。</p> <p>また、地方消費者行政のための交付金等を通じて、消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制を強化する。</p> <p>さらに、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめを踏まえ、関係機関との連携強化を図る。</p>										
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における在留外国人からの相談に対する体制の整備状況 訪日観光客消費者ホットラインによる相談実施状況 (令和元年度：254件(平成31年4月1日～令和元年12月31日)) (平成30年度：62件(平成30年12月3日～平成31年3月31日)) 国民生活センターにおける多言語による情報提供数(平成30年度：3件) 地方公共団体における在留外国人からの相談に対する体制の整備状況 <p>(目標)</p> <p>訪日観光客消費者ホットラインにおいて、訪日外国人向けの消費生活相談を適切に実施するとともに、訪日外国人が被害に遭いやすいトラブルについて、多言語で情報提供を行う。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・ 訪日外国人に対する適切な相談対応の実施・情報提供、対応言語の更なる拡充の検討</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">・ 地方消費者行政のための交付金等の活用等による消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制の強化</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・ 関係機関との連携強化</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・ 訪日外国人に対する適切な相談対応の実施・情報提供、対応言語の更なる拡充の検討	令和3年度	令和4年度	・ 地方消費者行政のための交付金等の活用等による消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制の強化	令和5年度	令和6年度	・ 関係機関との連携強化
年度	取組内容										
令和2年度	・ 訪日外国人に対する適切な相談対応の実施・情報提供、対応言語の更なる拡充の検討										
令和3年度											
令和4年度	・ 地方消費者行政のための交付金等の活用等による消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制の強化										
令和5年度											
令和6年度		・ 関係機関との連携強化									

項目名	③ 二国間・地域間・多国間における政策対話・協力等の実施	担当省庁	消費者庁、外務省、関係府省庁等
-----	------------------------------	------	-----------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、外務省、関係府省庁等の取組</p> <p>消費者問題に係る二国間・地域間の情報共有や連携の強化を図るとともに、OECD 消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、グローバル化する消費者問題について、多国間における情報共有や連携の強化を図る。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①二国間・地域間における政策対話等の実施状況（令和元年度：10件）</p> <p>②多国間協力の取組への参画状況（令和元年度：9件）</p> <p>（目標）</p> <p>①各年度における実施件数の平均が2件以上となることを目指す。</p> <p>②各年度における実施件数の平均が4件以上となることを目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>①二国間・地域間における政策対話等の実施件数</p> <p>②多国間協力の取組への参画件数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、外務省、関係府省庁等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td>・二国間・地域間における政策対話等の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td rowspan="2">・OECD 消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、多国間における情報共有や国際的な連携を図る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td rowspan="2">※相手国、利害関係、関心事項に応じて、取り扱うテーマ、取組内容は変化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・二国間・地域間における政策対話等の実施	令和3年度	・OECD 消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、多国間における情報共有や国際的な連携を図る。	令和4年度	令和5年度	※相手国、利害関係、関心事項に応じて、取り扱うテーマ、取組内容は変化	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	・二国間・地域間における政策対話等の実施										
令和3年度	・OECD 消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、多国間における情報共有や国際的な連携を図る。										
令和4年度											
令和5年度	※相手国、利害関係、関心事項に応じて、取り扱うテーマ、取組内容は変化										
令和6年度											

項目名	④ 海外消費者関係法執行機関との連携	担当省庁	消費者庁
-----	--------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国境を越えた不正取引への取組を推進するため、海外の消費者関係法執行機関との連携を図る。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>海外消費者関係法執行機関との連携の状況：</p> <p>ICPEN の本会合への出席回数（令和元年度：1回）</p> <p>詐欺防止月間の実施回数（令和元年度：1回）</p> <p>インターネットスウィープの実施回数（令和元年度：1回）</p> <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度における本会合への出席回数の平均が1回以上となることを目指す。 ・詐欺防止月間を毎年度実施することを目指す。 ・インターネットスウィープをICPEN年度（7月～6月）ごとに実施することを目指す。 <p>（定義）</p> <p>ICPEN の本会合への出席回数、詐欺防止月間の実施回数、インターネットスウィープの実施回数等</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">海外の消費者関係法執行機関との連携 ※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	海外の消費者関係法執行機関との連携 ※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	海外の消費者関係法執行機関との連携 ※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑤ 消費者庁新未来創造戦略本部の機能を活用した国際共同研究等の推進	担当省庁	消費者庁
-----	-----------------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>令和2年度に、新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造及び発信・交流の恒常的な拠点として徳島県に発足する「消費者庁新未来創造戦略本部」において、海外の消費者政策の動向や研究成果を長期的な消費者政策にいかせるよう、国際共同研究等を実施する。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>国際共同研究等の成果報告会の開催回数 (目標)</p> <p>国際共同研究等の成果報告会を年1回以上開催することを目指す。</p> <p>(定義)</p> <p>消費者政策に関する課題について、国内及び海外からの研究者・研究機関が参加し、それぞれの研究成果を報告する会合の回数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた準備 消費者庁新未来創造戦略本部の設置</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="4">国際共同研究等の実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた準備 消費者庁新未来創造戦略本部の設置	令和3年度	国際共同研究等の実施	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた準備 消費者庁新未来創造戦略本部の設置									
令和3年度	国際共同研究等の実施									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大・災害など緊急時対応

項目名	① 新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化	担当省庁	消費者庁								
施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大している中、消費生活相談の体制強化にむけた「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」の開設、マスク及びアルコール消毒製品に関する転売禁止の措置その他生活関連物資等が必要な消費者に届くようにするための対策、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関する事業者への改善要請の措置、LINE 公式アカウントや政府広報等を用いての便乗した悪質商法等に係る注意喚起並びに「新しい生活様式」における買物や外食等に当たっての留意事項の消費者向け周知等を講じてきたところ。</p> <p>引き続き、消費者被害の状況等を踏まえ、被害防止の徹底や消費者の冷静な対応等を推進するため、正確な情報発信や悪質商法への厳正な対応を進めるとともに、不確かな情報の発信・拡散の抑制等に向けた消費者への普及啓発等の必要な対応を進める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について、農林水産省及び厚生労働省と連名で関係機関に通知するなど、消費者の需要に即した食品の生産体制を確保するために必要な対策を講じる。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応を踏まえ、緊急時対応を要するその他の状況下においても円滑な対応を図る。具体的には自然災害や人為的災害が新型コロナウイルス感染症の流行下で重複的に発生する緊急時の対応や、自然災害や人為的災害が複合する災害への対応を想定する。</p>										
KPI・今後の取組予定	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="464 1370 1394 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1370 675 1420">年度</th> <th data-bbox="675 1370 1394 1420">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1420 675 1469">令和2年度</td> <td data-bbox="675 1420 1394 1469" rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施 ・緊急時対応を要するその他の状況下においても円滑な対応を図るために必要な取組の検討及び実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1469 675 1518">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1518 675 1568">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1568 675 1617">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1617 675 1653">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施 ・緊急時対応を要するその他の状況下においても円滑な対応を図るために必要な取組の検討及び実施 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施 ・緊急時対応を要するその他の状況下においても円滑な対応を図るために必要な取組の検討及び実施 										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											

IV 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

(1) 消費者教育の推進

項目名	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	担当省庁	消費者庁、文部科学省、関係府省庁等
-----	--	------	-------------------

施策概要	<p>(1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進</p> <p>○ 消費者庁、文部科学省、関係府省庁等の取組</p> <p>消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。</p> <p>消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。その状況を踏まえ、必要に応じて消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を検討・実施する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者教育の取組に必要な教材、実践事例等について積極的に情報を収集するとともに、消費者が自らの考え方を適切に表明すべきこと、大規模災害の発生時・感染症の拡大時等の非常事態においても消費者が合理的に行動できることを含め、消費者市民社会の概念・実践などに関する情報を取りまとめ、消費者教育ポータルサイト等において総合的な情報提供・発信・啓発等を行う。</p> <p>環境教育、食育、法教育、金融経済教育、情報教育等の関連する他の分野の教育との連携を図る。</p> <p>(2) 地域における消費者教育推進のための体制の整備</p> <p>○消費者庁、文部科学省、関係府省庁等の取組</p> <p>国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。</p> <p>地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を促進し、消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進協議会の取組の充実について、支援・促進する。</p> <p>消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共</p>
------	--

団体において教育委員会等と消費者行政部局との連携を図るなどして、消費者教育推進のための人材育成等を含めた整備を促進する。

地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援するとともに、消費者教育の担い手やコーディネーターに対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①消費者市民社会の認知度（平成29年：33.2%）</p> <p>②消費者教育推進計画及び消費者教育地域協議会の策定・設置状況 （平成30年度：47都道府県）</p> <p>③地域における消費者教育推進の実態把握</p> <p>④基本方針の検討・変更の状況</p> <p>⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数、教材等掲載数 アクセス数：1,490,866件、教材等掲載数：1,668件（令和2年3月）</p> <p>⑥消費者教育推進のための研修の実施状況 （令和元年度（令和2年3月31日時点）：22回（参加者数：797人）、 平成30年度：13回（参加者数：549人））</p> <p>⑦消費者教育コーディネーターの配置（令和元年：26都道府県、13指定都市、82市 町村等）</p> <p>（目標）</p> <p>①消費者市民社会の認知度の向上を目指す。</p> <p>②指定都市及び中核市で消費者教育推進計画の策定と消費者教育地域協議会の設置割合50%以上を目指す。</p> <p>③都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の実施割合増を目指す。</p> <p>④消費者教育推進会議において基本方針の検討・議論を行う。</p> <p>⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数の増加、教材等掲載数の拡充を行う。</p> <p>⑥国民生活センターで消費者教育推進のための研修を適切に実施する。</p> <p>⑦全ての都道府県、指定都市に配置し、その他の市町村等での配置増を目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>①消費生活に関する意識調査で、消費者市民社会の認知度を調査</p> <p>②地方消費者行政現況調査において、消費者教育推進計画の策定、消費者教育地域協議の設置について有りと回答した地方公共団体の割合</p> <p>③地方消費者行政現況調査において、消費者教育関連事業を実施していると回答した地方公共団体の割合</p> <p>④消費者教育推進会議における議論の回数</p> <p>⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数</p> <p>⑥国民生活センターでの消費者教育推進のための研修の実施状況</p> <p>⑦地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数</p>
---	--

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議、分科会の開催（地方公共団体の消費者教育推進計画及び消費者教育地域協議会の策定施策の状況等の把握等） ・消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信 ・消費者教育コーディネーターの実態把握と育成・配置に向けた取組支援
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議、分科会の開催（地方公共団体の消費者教育推進計画及び消費者教育地域協議会の策定施策の状況等の把握等） ・消費者教育の推進に関する基本方針の次期方針の検討 ・消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信 ・消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組支援
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議、分科会の開催 ・消費者教育の推進に関する基本方針の変更 ・消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信 ・消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組支援
令和5年度	消費者教育推進会議、分科会の開催等
令和6年度	

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和2年度	消費者教育推進体制のモデル構築や消費者教育アドバイザー派遣による支援
令和3年度	
令和4年度	消費者教育連携協働推進全国協議会における取組事例の情報共有等の普及啓発
令和5年度	
令和6年度	

項目名	② 学校における消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁、文部科学省、 関係府省庁等
-----	------------------	------	-----------------------

施策概要	<p>(1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の答申を踏まえ小中学校学習指導要領については平成 28 年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成 29 年度に改訂した（小学校は令和 2 年度、中学校は令和 3 年度から全面实施、高等学校は令和 4 年度入学生から年次進行で実施）。</p> <p>(2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成 30 年 2 月 20 日若年者への消費者教育の推進に関する 4 省庁関係局長連絡会議決定（平成 30 年 7 月 12 日改定））に基づき、大学等における消費者教育の推進のため、大学等と地元の消費生活センターとの連携を支援する取組を実施する。</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」及び専修学校に対して平成 30 年に実施した「専修学校における消費者教育取組状況調査」について、現状の課題等の分析や特色ある取組事例等の情報提供及び啓発を行う。</p> <p>平成 30 年 7 月に改訂した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容等について、関係者へ周知・啓発を行う。</p> <p>(3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用</p> <p>○ 消費者庁、文部科学省の取組</p> <p>小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、現職教員研修や教員養成課程において消費者教育に関する内容が充実するよう、各実施主体による取組についての実態把握を行うとともに、必要な情報提供等を行う。また、実践的な学習プログラムの開発に係る調査研究を実施し、共有を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。</p> <p>教員の指導力向上のための方策について、「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成 30 年 6 月）と同年 7 月の消費者教育推進会議における意見聴取を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成 30 年 7 月 12 日改訂）に盛り込んだ、教員養成課程や教員研修等における消費者教育に関する取組を推進する。</p> <p>(4) 関係府省庁等の連携による消費者教育の推進</p> <p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当府省庁等、国民生活セン</p>
------	--

ター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。

成年年齢引下げに向けて、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、関係省庁が連携して取組を推進する。

消費者庁が作成した高校生向け消費者教育教材の効果的な活用等を支援し、全国での活用を推進する。令和2年度以降、小・中学校等における消費者教育充実のための教材等に係る検討を行う。

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

○ 消費者庁の取組

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターでの研修の機会の活用等を推進する。

国民生活センター等での研修の実施や、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。

○ 文部科学省の取組

消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進する。

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予 定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（令和元年度：小学校 70人、中学校 71人、高等学校 71人）</p> <p>②大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合（令和元年度：55%）</p> <p>③担当省庁による支援の状況</p> <p>④教材の配布・活用状況</p> <p>⑤国民生活センターにおける教員及び消費者教育コーディネーター向け研修の実施状況（平成30年度：教員を対象とした消費者教育講座3回、消費者教育コーディネーター講座2回、令和元年度：教員を対象とした消費者教育講座9回、消費者教育コーディネーター講座4回）</p> <p>⑥教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合（令和元年度：39.8%）</p> <p>（目標）</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数について、実施した年度においては毎年67名以上（各都道府県・指定都市から1名以上）の参加を目標とする。</p> <p>③担当省庁において実施した授業・講座の開催増を目指す。</p> <p>④全国の高校等での実践的な消費者教育の実施を目指す。</p> <p>⑤教員及び消費者教育コーディネーターを対象とした消費者教育講座を適切に実施する。</p> <p>⑥教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合を60.0%に向上させる。</p> <p>（定義）</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数については、各年度に実施した「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（小学校家庭部会、中学校技術・家庭部会）及び「高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（家庭部会）の参加人数としている。</p> <p>②学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合をもって測定</p> <p>④実践的な消費者教育の授業をした学校数を全国の高校数で除したもの。実践校は消費者行政部局を通じた調査、全国の高等学校数は学校要覧で集計されている。</p> <p>※「若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、平成30年度からの3年間を集中強化期間として実施してきたものであり、令和2年度が最終年度となる。</p> <p>⑤国民生活センターにおける教員及びコーディネーター向け研修の実施状況</p> <p>⑥教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」と回答した割合</p>
---	--

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専修学校等における消費者教育の推進（先進事例や課題等の情報提供及び啓発） ・若年層への実践的な消費者教育の実施（アクションプログラムに基づき、全国での実践的な消費者教育を促進） ・中学校等における消費者教育プログラムの検討・作成・検証
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専修学校等における消費者教育の推進 ・若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実行。 ・中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専修学校等における消費者教育の推進 ・若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実行。 ・中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専修学校等における消費者教育の推進
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育連携協働推進全国協議会における情報共有等を行う。 ・全国の指導主事等を対象とする協議会において引き続き周知する。 ・消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進する。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	③ 地域における消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁、文部科学省、関係府省庁等
-----	------------------	------	-------------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援・促進する。あわせて、同計画の内容及び同協議会の取組の充実について、支援・促進する。</p> <p>地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省、金融庁】</p> <p>国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政のための交付金等を通じて、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。【消費者庁】</p> <p>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係府省庁等】</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」について現状の課題等の分析結果や特色ある取組等について情報提供を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。</p> <p>平成30年7月に改訂した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容等について、関係者へ周知・啓発を行う。</p>
--------------------	--

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の策定・設置状況</p> <p>②地域における消費者教育推進の実態把握</p> <p>③消費者教育コーディネーター育成状況 コーディネーターの配置状況：26 都道府県、13 指定都市、82 市町村等（令和元年）</p> <p>④消費生活サポーター数 サポーターの配置状況：26 都道府県 139 市区町村等（令和元年）</p> <p>⑤教育委員会における社会教育関連の取組の割合：32.6%（令和元年）</p> <p>⑥担当省庁による支援の状況【関係省庁】</p> <p>（目標）</p> <p>①指定都市及び中核市で消費者教育推進計画の策定と消費者教育地域協議会の設置割合 50%以上を目指す。</p> <p>②都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の割合増を目指す。</p> <p>③全ての都道府県、指定都市に配置し、その他の市町村等での配置増を目指す。</p> <p>④都道府県及び市区町村での配置増を目指す。</p> <p>⑤教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合を令和 6 年度までに 40%とすることを旨とする。</p> <p>⑥担当省庁が地域で開催する講座・セミナー等への講師派遣数増を目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>①地方消費者行政現況調査において、消費者教育推進計画の策定、消費者教育地域協議の設置について有りと回答した指定都市及び中核市の割合</p> <p>②地方消費者行政現況調査における、地方自治体の消費者教育関連事業の割合</p> <p>③地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数</p> <p>④地方消費者行政現況調査において、消費者教育サポーターが有りと回答した地方公共団体の数</p> <p>⑤教育委員会において実施した社会教育分野での消費者教育関連の取組として、「教育委員会及び関連団体・組織で実施した取組はない」との回答を除いた数値</p> <p>⑥担当省庁が実施する講師派遣の数</p>
---	--

【今後の取組予定】

○ 消費者庁、関係府省庁等の取組

年度	取組内容
令和2年度	・消費者教育推進会議、分科会において、消費者教育推進計画の策定・消費者教育推進のための体制強化等地方公共団体におけるコーディネート機能強化、消費者教育コーディネーターの配置等の支援を検討
令和3年度	
令和4年度	・地方公共団体における消費者教育コーディネート機能強化に向けた取組(コーディネーター及び消費生活サポーターの配置状況に応じた支援)
令和5年度	
令和6年度	・消費者教育ポータルサイトにおける地方公共団体の取組事例の掲載 ・各地の消費者教育講座への講師(職員)の派遣

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和2年度	・消費者教育連携協働推進全国協議会における情報共有 ・「消費者教育に関する取組状況調査」の実施及び課題の分析 ・「消費者教育の指導者用啓発資料」の見直し
令和3年度	
令和4年度	・消費者教育連携協働推進全国協議会における取組事例の情報共有等
令和5年度	
令和6年度	・「消費者教育に関する取組状況調査」の課題分析を踏まえた社会教育施設等における取組の推進

項目名	④ 多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁
-----	----------------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者教育ポータルサイトやウェブサイト等において、家庭でできる消費者教育教材や地域における親子向けの講座等の積極的な収集・掲載に努める。</p> <p>事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトやウェブサイト等に掲載する。事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。</p> <p>多様な主体による消費者教育の推進のため、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した講座・取組数等 （令和2年3月時点：消費者教育ポータルサイト掲載教材の活用数 家庭：56件、ポータルサイト掲載数 事業者・事業者団体 164件）</p> <p>②消費者教育コーディネーターの育成状況 <再掲> （令和元年：コーディネーターの配置状況 26都道府県、13指定都市、82市町村等）</p> <p>（目標）</p> <p>①消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した教材の家庭（親子）での活用や、事業者・事業者団体による取組事例の増加を目指す。</p> <p>②全ての都道府県、指定都市に配置し、その他市町村等での配置増を目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>①消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した教材の家庭での活用数、事業者・事業者団体による取組事例等数</p> <p>②地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑤ 法教育の推進	担当省庁	法務省
-----	----------	------	-----

施策概要	<p>○ 法務省の取組</p> <p>法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進する。</p>										
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>法教育推進協議会（部会を含む。）の開催実績</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 法務省の取組</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方につき、多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を引き続き開催する。 ・消費活動の前提となる私法の基本的な考え方等を内容とし、具体的な法教育授業案等を記載した法教育教材を作成し、全国の学校等に配布するとともに、同教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公表することや、同教材の活用方法を含む教員向け法教育セミナーの実施などにより、教材の利用促進を図る。 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等の要請に応じ、法務省職員を講師として派遣して行う法教育出前授業を引き続き実施する。 ・上記の取組を含む法教育に関する情報を記載したリーフレットや、成年年齢の引下げへの対応として高校生に契約や私法の基本的な考え方を周知するための高校生向けリーフレットを作成・配布して周知・広報を図る。 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </table>	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方につき、多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を引き続き開催する。 ・消費活動の前提となる私法の基本的な考え方等を内容とし、具体的な法教育授業案等を記載した法教育教材を作成し、全国の学校等に配布するとともに、同教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公表することや、同教材の活用方法を含む教員向け法教育セミナーの実施などにより、教材の利用促進を図る。 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の要請に応じ、法務省職員を講師として派遣して行う法教育出前授業を引き続き実施する。 ・上記の取組を含む法教育に関する情報を記載したリーフレットや、成年年齢の引下げへの対応として高校生に契約や私法の基本的な考え方を周知するための高校生向けリーフレットを作成・配布して周知・広報を図る。 	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方につき、多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を引き続き開催する。 ・消費活動の前提となる私法の基本的な考え方等を内容とし、具体的な法教育授業案等を記載した法教育教材を作成し、全国の学校等に配布するとともに、同教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公表することや、同教材の活用方法を含む教員向け法教育セミナーの実施などにより、教材の利用促進を図る。 										
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の要請に応じ、法務省職員を講師として派遣して行う法教育出前授業を引き続き実施する。 ・上記の取組を含む法教育に関する情報を記載したリーフレットや、成年年齢の引下げへの対応として高校生に契約や私法の基本的な考え方を周知するための高校生向けリーフレットを作成・配布して周知・広報を図る。 										
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											

項目名	⑥ 金融経済教育の推進 ※SDGs 関連：関連目標 1、4	担当省庁	金融庁、消費者庁、 文部科学省、関係省 庁
-----	----------------------------------	------	-----------------------------

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>各個人が生涯にわたり、そのニーズに見合う金融サービスを適切に選択できるよう、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を進める。</p> <p>金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。</p> <p>金融サービス利用に伴うトラブル発生 of 未然防止などに向けた事前相談を実施する。</p>											
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携した大学での授業の実施（令和2年度：12大学） ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況 <p>（定義）</p> <p>金融庁・財務局の集計による。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td>・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td>・金融経済教育用教材の作成・配布</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>・学校や地域で開催される講座等への講師派遣</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td rowspan="2">・金融サービス利用に伴うトラブル発生 of 未然防止などに向けた事前相談の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施	令和3年度	・金融経済教育用教材の作成・配布	令和4年度	・学校や地域で開催される講座等への講師派遣	令和5年度	・金融サービス利用に伴うトラブル発生 of 未然防止などに向けた事前相談の実施	令和6年度
年度	取組内容											
令和2年度	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施											
令和3年度	・金融経済教育用教材の作成・配布											
令和4年度	・学校や地域で開催される講座等への講師派遣											
令和5年度	・金融サービス利用に伴うトラブル発生 of 未然防止などに向けた事前相談の実施											
令和6年度												

項目名	⑦ 食育の推進【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 2、3、4、12	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
-----	---------------------------------------	------	--------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組</p> <p>国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについては正確な情報の提供等を推進する。</p> <p>食育推進会議が平成 28 年 3 月 18 日に作成した、平成 28 年度から令和 2 年度までを対象期間とする第 3 次食育推進基本計画に基づき食育を推進する。</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>学校における食育を推進する。</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>分かりやすく、実効性の高い日本型食生活を推進するとともに、農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図る。</p>
------	--

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成30年度：62%） ②農林漁業体験を経験した国民の割合の向上（平成30年度：37%）</p> <p>（目標）</p> <p>①令和2年度：70% ②令和2年度：40%</p> <p>（定義）</p> <p>①日本型食生活の実践に取り組む人の割合は、食生活及び農林漁業体験に関する調査で集計されている。 ②農林漁業体験を経験した国民の割合は、食生活及び農林漁業体験に関する調査で集計されている。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第3次食育推進基本計画の計画期間は平成28年度から令和2年度まで。 令和3年度から第4次食育推進基本計画を予定。</p>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 									
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

項目名	⑧ エシカル消費の普及啓発【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 12、13、14、15、17	担当省庁	消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省庁
-----	---	------	------------------------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁の取組</p> <p>持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、エシカル消費に関する調査及び普及啓発を実施する。また、エシカル消費の普及に当たり、関係省庁との連携を図る。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>エシカル消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、エシカル消費につながる商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、エシカル消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）を行う。また、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携に向けた研修の機会の提供等事業者への働きかけ、認証ラベルの情報提供を行う。エシカル消費の地域での普及啓発モデルの検討・実施については、「消費者庁新未来創造戦略本部」において行う。</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>環境との調和なくして農林水産業・食品産業の持続的な発展は見込まれないことから、「持続可能な生産消費形態のあり方検討会」を立ち上げ、今後更に持続的な生産への取組を進めるため、これを支える持続可能な消費の在り方について、普及方策も含め有識者による検討を行った。有識者の意見を踏まえ、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナブルウィーク」の創設、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の表彰の実施等を含む中間取りまとめを公表した。今後は、これらの取組を行う事業者等のネットワークを構築し、事業者等の主体的な取組や事業者等との連携を促進する。</p> <p>認証ラベルの一つである水産エコラベル[*]は、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示すものであることから、水産資源を管理しつつ最大限活用することの重要性についての消費者の理解の増進に資するため、令和元年12月、「MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）」が、国際的に水産エコラベルの承認を行う「GSSI（グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブ）」からアジアのスキームとして初めて承認を受けたことや、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国内外における普及を促進する。</p> <p>※我が国で活用されている主な水産エコラベルには、MEL、MSC、ASC 等がある。</p>
------	---

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

クリーンウッド法[※]は、地域及び地球環境の保全に資することを目的として、木材関連事業者に対しては取り扱う木材等の合法性の確認を求め、木材を取り扱う事業者には合法伐採木材等の利用に努めることを求めており、合法伐採木材の流通及び利用を促進する意義について消費者や事業者に理解を深めてもらうため、合法伐採木材の利用促進に向けた普及啓発等の措置を講じている。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 ①エシカル消費の認知度（消費者庁「倫理的消費に関する消費者意識調査」（平成28年12月）：6.0%） ②環境に配慮した商品やサービスを選択することを心掛けている割合（「消費者意識基本調査」（平成30年度）：かなり心掛けている11.2%、ある程度心掛けている48.1%） ③国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数（令和2年3月末時点：38件）												
	（目標） ①認知度を30%にする。 ②令和7年度までに、かなり心掛けている20%、ある程度心掛けている70%とすることを旨す。 ③令和4年度までに、国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数を150件にする。												
	（定義） ①「エシカル消費に関する消費者意識調査」（令和4年度） ②「消費者意識基本調査」 ③国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数。												
	【今後の取組予定】 ○ 消費者庁の取組												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 </td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者
	年度	取組内容											
	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） 											
	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） 											
	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用） 											
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 											
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者 												

	庁新未来創造戦略本部) ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）
○ 農林水産省の取組	
年度	取組内容
令和2年度	持続可能な消費の普及について、
令和3年度	・持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナブルウィーク」の創設、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の表彰の実施等を含む持続可能な生産消費形態あり方検討会中間取りまとめの内容を実施
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
年度	取組内容
令和2年度	水産エコラベルについて、 ・事業者向けガイドラインの作成 ・イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展 ・国際シンポジウムの開催 ・認証取得者の取組紹介 ・事業者向けコンサルティングの実施 ・認証審査員・認証機関の増加に向けた取組 ・水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信 ・アジアスタンダード化に向けた調査
令和3年度	水産エコラベルについて、 ・事業者向けガイドラインの作成 ・イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展 ・国際シンポジウムの開催 ・認証取得者の取組紹介 ・事業者向けコンサルティングの実施 ・認証審査員・認証機関の増加に向けた取組 ・水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信 ・アジアスタンダード化に向けた調査 ・国内消費者向けのPR活動
令和4年度	水産エコラベルについて、 ・令和2年度、令和3年度の取組を踏まえ、取組内容を強化 ・事業者向けガイドラインの作成 ・イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展
令和5年度	・国際シンポジウムの開催 ・認証取得者の取組紹介 ・事業者向けコンサルティングの実施

	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・認証審査員・認証機関の増加に向けた取組 ・水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信 ・アジアスタンダード化に向けた調査 ・国内消費者向けのPR活動
	○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組	
	年度	取組内容
	令和2年度	合法伐採木材の利用促進について、
	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進 ・森林・林業・木材産業関係団体で構成される協議会による展示会への出展などによる普及啓発活動
	令和4年度	
	令和5年度	
	令和6年度	

(2) 消費者政策に関する啓発活動の推進

項目名	① 消費者トラブル抑止のための重層的・戦略的な普及啓発	担当省庁	消費者庁												
施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者庁、地方公共団体の消費者行政部局及び消費者団体が個別に普及啓発に取り組む従来の方法以上に効果的な普及啓発を展開するため、消費者トラブルが発生した場合における類似の事案の発生抑止、消費者向けの啓発用資料の効率的な展開等の方法を明確にした消費者庁としての普及啓発戦略を明確にした上で、災害発生後における注意喚起のための資料、リスクの高い取引に対する注意喚起のための資料、分野横断的な内容で構成される啓発用資料などを適時適切に作成する。その際、多様な消費者にとって分かりやすい資料とするとともに、必要とする消費者への的確に届くようにするため、各種の行政及び民間機関との連携体制の構築・強化に努める。</p> <p>また、関連する消費者向け情報を横断的に提供する観点から、消費者庁ウェブサイトをも更に活用する（例：各種ADRの説明及びリンク集の作成）。</p>														
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>消費者庁として作成した各種の普及啓発資料の認知状況 (目標)</p> <p>対象期間中に取組前と比較して認知度を5割向上させる。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1234 1382 1603"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1234 647 1279">年度</th> <th data-bbox="651 1234 1382 1279">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1283 647 1373">令和2年度</td> <td data-bbox="651 1283 1382 1373"> <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁としての普及啓発戦略の検討・明確化 各種の行政及び民間機関との連携体制の構築に向けた取組 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1377 647 1467">令和3年度</td> <td data-bbox="651 1377 1382 1467"> <ul style="list-style-type: none"> 各種の行政及び民間機関との連携体制の構築（公式SNS、首相官邸LINE、首相官邸メールマガジン等も活用） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1471 647 1516">令和4年度</td> <td data-bbox="651 1471 1382 1516"> <ul style="list-style-type: none"> 各種の行政及び民間機関との連携体制の強化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1520 647 1565">令和5年度</td> <td data-bbox="651 1520 1382 1565"> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1570 647 1603">令和6年度</td> <td data-bbox="651 1570 1382 1603"></td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁としての普及啓発戦略の検討・明確化 各種の行政及び民間機関との連携体制の構築に向けた取組 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 各種の行政及び民間機関との連携体制の構築（公式SNS、首相官邸LINE、首相官邸メールマガジン等も活用） 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 各種の行政及び民間機関との連携体制の強化 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し 	令和6年度	
年度	取組内容														
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁としての普及啓発戦略の検討・明確化 各種の行政及び民間機関との連携体制の構築に向けた取組 														
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 各種の行政及び民間機関との連携体制の構築（公式SNS、首相官邸LINE、首相官邸メールマガジン等も活用） 														
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 各種の行政及び民間機関との連携体制の強化 														
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し 														
令和6年度															

項目名	② 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 13	担当省庁	環境省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について、IPCC 評価報告書など最新の科学的知見に基づく信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図る。</p> <p>また、産業界・労働界・地方公共団体・NPO 等と連携し、国民の温暖化対策に対する理解と協力への機運を醸成する。脱炭素社会づくりに向けては、家庭・業務部門における CO₂ 排出を 2013 年度比 2030 年度までに 4 割削減する必要があり、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルを、消費者が積極的に選択することは、CO₂ 排出削減に果たす役割が大きく、また、事業者の取組を後押しすることにもつながる。このため、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択「COOL CHOICE」を旗印に、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促すことで、脱炭素社会に向けた社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。</p>
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COOL CHOICE 賛同数（令和 2 年 3 月末時点：個人約 1034 万人、企業・団体約 28 万事業所） ・クールビズ及びウォームビズの実施率： <ul style="list-style-type: none"> クールビズ（業務）の実施率（令和元年度：67%）、 クールビズ（家庭）の実施率（令和元年度：69%） ウォームビズ（業務）の実施率（令和元年度：32%）、 ウォームビズ（家庭）の実施率（令和元年度：68%） ・省エネ導入割合： <ul style="list-style-type: none"> 省エネ型（電機除湿器）購入割合（平成 27 年度：68.4%）、 省エネ型（乾燥機付全自動洗濯機）購入割合（平成 27 年度：74.4%） ・照度削減率（照度削減率の変化量）（平成 30 年度：-8.0%） ・エコドライブの実施率：エコドライブ（乗用車）の実施率（令和元年度：50.8%） エコドライブ（自家用乗用車）の実施率（令和元年度：40.7%） ・カーシェアリングの実施率（令和元年度：1.29%） <p>（目標）</p> <p>令和 2 年度に地球温暖化対策計画、及び地球温暖化対策のための国民運動実施計画を見直す予定である。これに併せて、KPI の目標、定義や個別の取組予定も見直しを行う。</p>

【今後の取組予定】

○ 環境省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の展開 ・脱炭素社会の構築に向けたシンポジウムを各地方で開催 ・特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出 ・地球温暖化対策の意識啓発イベントに活用できる展示ツールを、地方公共団体等へ貸出し <p style="text-align: right;">等</p>
令和3年度	地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策のための国民運動実施計画の見直し後に具体化の予定
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	③ 海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動（「プラスチック・スマート」キャンペーン）の推進【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 12、14	担当省庁	環境省
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針・プラスチック資源循環戦略・海洋プラスチックごみ対策アクションプランを踏まえ、海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制（リデュース）や再資源化（リサイクル）、「プラスチックとの賢い付き合い方」をキーワードとした国民運動の展開等の施策を、関係機関と連携し、総合的に講じる。</p>												
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「プラスチック・スマート」キャンペーン取組登録数（令和元年11月時点：957件） （目標）</p> <p>令和元年度内に、取組延べ登録数1,000件を達成する 令和2年度内に、取組延べ登録数2,000件を達成する 令和3年度内に、取組延べ登録数3,000件を達成する</p> <p>（定義）</p> <p>「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録された取組数。取組数はキャンペーン事務局が集計</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2020の実施 ・シンポジウムの開催 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2021の実施 ・シンポジウムの開催 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>※令和2年、3年度を含む継続した取組</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td>・「プラスチック・スマート」の展開</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td>・セミナー、公開講座等への講師派遣 等</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2020の実施 ・シンポジウムの開催 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2021の実施 ・シンポジウムの開催 	令和4年度	※令和2年、3年度を含む継続した取組	令和5年度	・「プラスチック・スマート」の展開	令和6年度	・セミナー、公開講座等への講師派遣 等
年度	取組内容												
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2020の実施 ・シンポジウムの開催 												
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード2021の実施 ・シンポジウムの開催 												
令和4年度	※令和2年、3年度を含む継続した取組												
令和5年度	・「プラスチック・スマート」の展開												
令和6年度	・セミナー、公開講座等への講師派遣 等												

項目名	④ 循環型社会形成に向けた情報提供事業・普及啓発事業の実施等【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 12	担当省庁	環境省、経済産業省
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>資源の大切さや3Rを多くの方に周知するため、3Rの態度変容、行動喚起を促すウェブサイト「Re-Style」を運用するとともに、参加型行動促進イベント「Re-Style FES!」、「選ぼう！3Rキャンペーン」等を展開する。</p> <p>※ 毎年度、3Rを念頭に置きつつも、音楽や映像などのサブカルチャーを通じた様々なコンテンツを通じて若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。</p> <p>また、「3R推進月間」における「3R推進全国大会（・循環型社会形成推進功労者表彰・ポスターコンクール）」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰」及び関係機関の意見を踏まえた情報発信方法の改善等を行う。</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>循環型社会に向けて、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R行動の実践を呼び掛けるため、各種イベント等の広報活動を行う。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 ・「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」及び「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を踏まえ、水銀使用製品への水銀使用に係る消費者への情報提供や廃棄された水銀使用製品の適正処理を推進する。
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「選ぼう！3Rキャンペーン」参加企業数と実施店舗数（令和元年実績：11メーカー、約6,700店舗） ・「3R促進ポスターコンクール」への応募数 現状維持（令和元年実績：5,540件） <p>（目標） 出典：第4次循環型社会形成推進基本計画 具体的な3R行動の実施率を、令和5年度までに平成24年度の世論調査から約20%上昇させる。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 ・選ぼう！3Rキャンペーン </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 ・選ぼう！3Rキャンペーン 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容																
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 ・選ぼう！3Rキャンペーン 																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	
年度	取組内容																
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	

V 消費者行政を推進するための体制整備

(1) 消費者の意見の反映と消費者政策の透明性の確保

項目名	① 審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--------------------------	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>各府省庁等に対し、過去に整理した消費者の意見を代表する委員の考え方に即して、消費者問題に関連する国の審議会等の委員を選任するよう促す。</p> <p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>消費者問題に関連する審議会等の委員の選任に当たっては、消費者の意見を代表する者から選任するよう努める。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の意見を代表する委員として選任されている者が消費者問題に関連する審議会等の委員総数に占める割合（令和元年度：9.0%（令和2年3月31日時点）） ・消費者の意見を代表する委員が選任されている消費者問題に関連する審議会等の割合（令和元年度：80.0%（同上）） <p>（定義）</p> <p>消費者問題に関連する審議会等について、審議事項等を踏まえ、毎年度特定する。その上で、当該審議会等の委員総数、消費者の意見を代表する委員数等を毎年度集計し、算定する。（別表2参照）</p> <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の意見を代表する委員として選任されている者が消費者問題に関連する審議会等の委員総数に占める割合を令和6年度末までに15%とする。 ・消費者の意見を代表する委員が選任されている消費者問題に関連する審議会等の割合を令和6年度末までに100%とする。 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議の場において、消費者の意見を代表する委員の選任に努めるよう促すとともに、選任実績を把握する。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">消費者の意見を代表する委員の選任状況等を踏まえて、関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議の場における周知方法等を見直す。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議の場において、消費者の意見を代表する委員の選任に努めるよう促すとともに、選任実績を把握する。	令和3年度	令和4年度	消費者の意見を代表する委員の選任状況等を踏まえて、関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議の場における周知方法等を見直す。	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議の場において、消費者の意見を代表する委員の選任に努めるよう促すとともに、選任実績を把握する。									
令和3年度										
令和4年度	消費者の意見を代表する委員の選任状況等を踏まえて、関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議の場における周知方法等を見直す。									
令和5年度										
令和6年度										

項目名	② 消費者団体との連携及び支援等	担当省庁	消費者庁
-----	------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>地方消費者行政の充実・強化を図るためには、地域の消費者行政を支える消費者団体との適切な連携・協働が重要である。そのため、消費者団体を含む地域の多様な主体間での意見交換等の場を提供するとともに、認知症高齢者や障害者等の「配慮を要する消費者」を見守るための消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置及び消費生活協力員・協力団体の養成を行うことなどにより、消費者団体が官民間問わず地域の様々な主体と連携・協働し、一層活躍できるよう支援する。</p> <p>また、消費者団体と個別に、現下の消費者課題に対して意見交換の機会を設け、政策の企画・立案への反映に向けた取組を行う。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の消費者団体が活躍できる場の提供 ・地方消費者行政強化作戦 2020 <p>＜政策目標 4＞高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実</p> <p>消費者安全確保地域協議会の設置</p> <p>地域の見守り活動の充実</p> <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会設置市区町村の都道府県内人口カバー率 50%以上 ・地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率 50%以上 <p>（定義）</p> <p>県人口に占める県内の消費者安全確保地域協議会設置市町村、消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の人口の合計の割合</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年度</td> <td rowspan="2">・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置及び取組への支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> <td rowspan="3">・消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置及び取組への支援	令和 3 年度	令和 4 年度	・消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容									
令和 2 年度	・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置及び取組への支援									
令和 3 年度										
令和 4 年度	・消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援									
令和 5 年度										
令和 6 年度										

項目名	③ 消費者政策の実施の状況の報告	担当省庁	消費者庁
-----	------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者基本法第10条の2の規定に基づき、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた年次報告（消費者白書）を作成し、国会に報告する（消費者安全法に基づく国会報告と合冊）。また、その内容について国民に広報するとともに、関係者が必要な情報を利用できるよう周知活動も行う。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「消費者白書」ウェブページのアクセス数（令和元年度：アクセス数 3,505,588件）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消費者政策の実施の状況の報告</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	消費者政策の実施の状況の報告	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	消費者政策の実施の状況の報告								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

(2) 国等における体制整備

項目名	① 消費者行政体制の更なる整備等	担当省庁	消費者庁、内閣府、関係府省庁等
-----	------------------	------	-----------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議を対象とする案件に応じて機動的に開催し、関係府省庁等と連携して消費者政策の推進を図る。</p> <p>○消費者庁の取組</p> <p>令和2年度には、審議官を現地の統括者とする消費者庁新未来創造戦略本部を開設するとともに、食品ロス削減推進室を設置するなど、庁内の体制を整備する。令和3年度以降についても、政策立案機能の強化や調査体制・業務遂行体制の充実を図り、消費者行政の司令塔として十分な役割を果たすための体制整備を進める。</p> <p>○内閣府の取組</p> <p>消費者委員会が独立して消費者行政体制についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局体制の充実を図る。</p>
--------------------	--

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 ①関係府省庁等を参集した連絡会議の開催回数（令和元年度：1回） ②消費者委員会の意見表明及びこれに関するフォローアップの実施状況 （定義） ①特定の年度における、関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議の開催回数。 （目標） ①連絡会議の開催回数：1回								
	【今後の取組予定】 ○ 消費者庁、関係府省庁等の取組								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議を1回以上開催し、関係府省庁等との情報共有及び意見交換を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議を1回以上開催し、関係府省庁等との情報共有及び意見交換を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容							
	令和2年度	関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議を1回以上開催し、関係府省庁等との情報共有及び意見交換を実施							
	令和3年度								
	令和4年度								
	令和5年度								
	令和6年度								
	○ 消費者庁の取組								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">毎年度、消費者行政に係る体制の更なる整備等に向けて、機構・定員の要求を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	毎年度、消費者行政に係る体制の更なる整備等に向けて、機構・定員の要求を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年度	取組内容								
令和2年度	毎年度、消費者行政に係る体制の更なる整備等に向けて、機構・定員の要求を実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									
○ 内閣府の取組									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局体制の充実・強化 ・消費者委員会が建議等の意見表明を行った施策に関するフォローアップ </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局体制の充実・強化 ・消費者委員会が建議等の意見表明を行った施策に関するフォローアップ 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局体制の充実・強化 ・消費者委員会が建議等の意見表明を行った施策に関するフォローアップ 								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 消費者政策の企画立案のための調査の実施とその成果の活用	担当省庁	消費者庁
-----	-------------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者政策の企画立案のため、次の①から③までの調査を実施する。</p> <p>①消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査等を毎年度継続的に実施する。</p> <p>②既存の消費者事故等情報やPIO-NET 情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。</p> <p>③消費者庁新未来創造戦略本部において、消費者行政新未来創造オフィスでの実績を踏まえつつ、恒常的拠点として、実証フィールドを活用したモデルプロジェクトや消費者政策に係る研究、国際業務等の機能をより一層充実させる。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①「消費者意識基本調査」ウェブページレビュー数</p> <p>②「消費者白書」ウェブページレビュー数</p> <p>③その他の調査の実施状況</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> 消費者意識基本調査等の実施 消費者被害額の推計 消費者庁新未来創造戦略本部におけるモデルプロジェクトや研究・国際業務の実施 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者意識基本調査等の実施 消費者被害額の推計 消費者庁新未来創造戦略本部におけるモデルプロジェクトや研究・国際業務の実施 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者意識基本調査等の実施 消費者被害額の推計 消費者庁新未来創造戦略本部におけるモデルプロジェクトや研究・国際業務の実施 								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	③ 消費者庁新未来創造戦略本部の機能の発揮	担当省庁	消費者庁
-----	-----------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>令和2年度に、新たな恒常的拠点として徳島県に発足する「消費者庁新未来創造戦略本部」において、デジタル化、国際化等の社会情勢の変化、せい弱な消費者へのきめ細かな対応その他の新たな課題の解決に向けた消費者行政の発展・創造及び発信・交流の拠点としてふさわしい機能を発揮するため、次の①、②に取り組む。</p> <p>①消費者行政新未来創造オフィスでの実績を踏まえつつ、実証フィールドを活用したモデルプロジェクトや消費者政策に係る研究、国際業務等の機能をより一層充実させる。</p> <p>②海外の消費者政策の動向や研究成果を長期的な消費者政策にいかせるよう、国際共同研究等を実施する。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①モデルプロジェクトや調査研究等の実施状況</p> <p>②国際共同研究等の成果報告会の開催回数</p> <p>(目標)</p> <p>国際共同研究等の成果報告会を年1回以上開催することを目指す。</p> <p>(定義)</p> <p>消費者政策に関する課題について、国内及び海外からの研究者・研究機関が参加し、それぞれの研究成果を報告する会合の回数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた準備 消費者庁新未来創造戦略本部の設置</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="4">消費者庁新未来創造戦略本部におけるモデルプロジェクトや研究・国際業務（国際共同研究含む）の実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた準備 消費者庁新未来創造戦略本部の設置	令和3年度	消費者庁新未来創造戦略本部におけるモデルプロジェクトや研究・国際業務（国際共同研究含む）の実施	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた準備 消費者庁新未来創造戦略本部の設置									
令和3年度	消費者庁新未来創造戦略本部におけるモデルプロジェクトや研究・国際業務（国際共同研究含む）の実施									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

項目名	④ 国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化	担当省庁	消費者庁
-----	----------------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、経由相談を強化するとともに、お昼の消費生活相談、「消費者ホットライン」を通じた消費生活センター等のバックアップに取り組む。国民生活センターによる消費者相談 110 番（災害時や特定テーマでの専用消費者相談）について、消費者の被害状況等に鑑みて、相談を実施するテーマ等を検討し、相談対応を行う。こうした相談支援については、全国消費生活センター所長会議等を通じて各消費生活センターのニーズをくみ取り、消費者庁、各消費生活センター等と十分連携した上で行う。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ※令和元年 12 月時点の状況 14,176 件（経由相談件数：5,313 件、平日バックアップ相談件数：2,691 件、お昼の消費生活相談件数：1,807 件、休日相談件数：4,365 件） ・被害状況にかんがみた消費者相談 110 番の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ※令和 2 年 3 月時点の状況 令和元年秋に発生した台風第 15 号、第 19 号、その後の一連の大雨等に関連する消費者相談を受け付ける「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」を令和元年 11 月 1 日から 12 月 13 日まで開設し、140 件の相談を受け付けた。 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年度</td> <td rowspan="3">・国民生活センターにおいて、経由相談の強化、お昼の消費生活相談及び「消費者ホットライン 188」を通じた消費生活センター等のバックアップを実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> <td rowspan="2">・国民生活センターにおいて、被害状況に鑑みて消費者相談 110 番を適宜実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	・国民生活センターにおいて、経由相談の強化、お昼の消費生活相談及び「消費者ホットライン 188」を通じた消費生活センター等のバックアップを実施	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	・国民生活センターにおいて、被害状況に鑑みて消費者相談 110 番を適宜実施	令和 6 年度
年度	取組内容									
令和 2 年度	・国民生活センターにおいて、経由相談の強化、お昼の消費生活相談及び「消費者ホットライン 188」を通じた消費生活センター等のバックアップを実施									
令和 3 年度										
令和 4 年度										
令和 5 年度	・国民生活センターにおいて、被害状況に鑑みて消費者相談 110 番を適宜実施									
令和 6 年度										

項目名	⑤ 消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革	担当省庁	消費者庁、人事院
-----	--------------------------------	------	----------

施策概要	<p>○ 消費者庁、人事院の取組</p> <p>「消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革」の具体化に向けた施策として、人事院と消費者庁との共催により本府省審議官級に昇任した職員を対象に、消費者行政などの相談窓口業務に関する研修を実施する。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>昇任時相談窓口等体験研修の参加者に対するアンケートにおいて、本研修が「今後の業務遂行に『有益』である」と回答した者の割合（令和元年度は、昇任時相談窓口等体験研修に23府省等から85人が参加した。参加者アンケート回答者の97.1%が本研修は今後の業務遂行に「有益」であると回答した。）</p> <p>（目標）</p> <p>令和6年度までに100%とすることを旨とする。</p> <p>（定義）</p> <p>昇任時相談窓口等体験研修の参加者に対するアンケートにおいて集計</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、人事院の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">毎年度、「昇任時相談窓口等体験研修」を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	毎年度、「昇任時相談窓口等体験研修」を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	毎年度、「昇任時相談窓口等体験研修」を実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	-----------------------	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者からの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品や役務、事業者等 ・所管の法律・制度 ・所管法に関わる違反疑い・事例 <p>などに関する情報・相談・提案を受け付ける体制について、関係府省庁等に維持・強化するよう促すなどして充実に努める。</p> <p>また、障害者等の利便性の向上を図る観点から、関係府省庁等により開設されるものを含め、窓口ごとに受付手段（電話、FAX、メール、ウェブサイト受付窓口等）の拡充について検討を促すなどの取組を進め、可能なものについて対応する。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>相談等窓口へのアクセス手段数の平均が1を超過すること（令和元年度：2.13） （定義）</p> <p>毎年度の特定の時点で設けられている消費者からの情報・相談の受付窓口へアクセスする手段の延べ数を受付窓口数で除すことにより算定する。（別表3参照）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="2">関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議を1回以上開催し、受付体制の維持・強化を要請するとともに、受付体制の状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">受付体制の状況を踏まえ、必要に応じて、関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議における要請方法等を見直す。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議を1回以上開催し、受付体制の維持・強化を要請するとともに、受付体制の状況を把握する。	令和3年度	令和4年度	受付体制の状況を踏まえ、必要に応じて、関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議における要請方法等を見直す。	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議を1回以上開催し、受付体制の維持・強化を要請するとともに、受付体制の状況を把握する。									
令和3年度										
令和4年度	受付体制の状況を踏まえ、必要に応じて、関係府省庁等の消費者政策を担当する部署の職員から構成される連絡会議における要請方法等を見直す。									
令和5年度										
令和6年度										

(3) 地方における体制整備

項目名	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた 地方公共団体への支援等 ※SDGs 関連：関連目標 1、3、4、10、12、 16、17	担当省庁	消費者庁、関係府省 庁等
-----	---	------	-----------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国における財源の確保、地方における人員・予算の確保に向けた自主的な取組への支援を含む、地方公共団体への支援、東日本大震災の被災地方公共団体への支援を行うほか、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備を全国的に推進する。</p> <p>このため、地方消費者行政強化作戦 2020 に沿って、計画期間中に、広域連携での対応も含めて消費生活センターの設置促進を進めるとともに、消費生活相談員の配置促進や資格保有率向上のほか、研修参加率の向上等を目指して、地方公共団体の取組を支援する。</p> <p>また、平成 26 年に公布された消費者安全法の改正法が平成 28 年 4 月に施行されたことを踏まえ、同月に「消費者安全の確保に関する基本的な方針」を改定した。今後、同方針も踏まえ、消費者安全確保地域協議会の設置、消費生活相談員の処遇改善及び資質向上等の地方公共団体の取組に対する支援を推進する。消費者安全確保地域協議会については、その設置促進に資するよう、地方公共団体における先進事例の収集・共有等に取り組む。</p> <p>これらの取組を地方公共団体の事務として安定的に定着させるため、地方公共団体の自主財源に裏づけられた予算の確保を促進する。</p> <p>地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じ、国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援するとともに、これまでに地方消費者行政推進交付金を活用して行っていた事業について引き続き支援を行う。加えて、令和 2 年度から、先進的モデル事業、地方消費者行政人材育成事業、地方研修の拡充等の国民生活センターによる支援などの重層的な取組によって地方公共団体を支援する。</p> <p>地方消費者行政強化作戦 2020 で掲げた目標の達成に向けた取組を進めるため、地方版の消費者基本計画の策定等を通じて、計画的に取組を進めるとともに、PDCA により、地方版消費者基本計画策定後の実施状況についての評価も適切に行う。また、地方消費者行政強化作戦 2020 について、毎年度進捗状況の把握・評価を行う。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症や災害等の非常時においても消費生活相談の継続性が確保されるよう必要な支援を行う。</p>
------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政強化作戦 2020（対象期間：令和2年4月～令和7年3月）達成状況 <p>※地方消費者行政強化作戦 2020 では、都道府県ごとに以下の7つの政策目標を達成することを目指し、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意しつつ、消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援することとしている。その際、具体的な数値目標等を設定した上で、毎年度、進捗状況の検証・評価を行うなど、PDCAによる進捗管理を徹底することとしている。</p> <p><政策目標></p> <p>政策目標1 消費生活相談体制の強化 政策目標2 消費生活相談の質の向上 政策目標3 消費者教育の推進等 政策目標4 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実 政策目標5 特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実 政策目標6 法執行体制の充実（全都道府県） 政策目標7 地方における消費者政策推進のための体制強化</p> <p>(数値目標の例)</p> <p>消費生活センターの設置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上 消費生活相談員の配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上 消費者安全確保地域協議会の設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和2年度</td> <td> <p><消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協力員、消費生活協力団体の養成 ・「高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック」を活用した見守り活動の推進 ・消費者庁新未来創造戦略本部におけるモデルプロジェクトの実施 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和3年度</td> <td rowspan="4">令和2年度以降の取組を踏まえ、消費者安全確保地域協議会の更なる設立及び取組への支援を行う。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<p><消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協力員、消費生活協力団体の養成 ・「高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック」を活用した見守り活動の推進 ・消費者庁新未来創造戦略本部におけるモデルプロジェクトの実施 	令和3年度	令和2年度以降の取組を踏まえ、消費者安全確保地域協議会の更なる設立及び取組への支援を行う。	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	<p><消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協力員、消費生活協力団体の養成 ・「高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック」を活用した見守り活動の推進 ・消費者庁新未来創造戦略本部におけるモデルプロジェクトの実施 									
令和3年度	令和2年度以降の取組を踏まえ、消費者安全確保地域協議会の更なる設立及び取組への支援を行う。									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

項目名	② 地域の見守りネットワークの構築 ※SDGs 関連：関連目標 1、10	担当省庁	消費者庁、関係府省 庁等
-----	---	------	-----------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日の改正消費者安全法の施行を踏まえ、判断力の低下等により、自らの力のみでは消費生活センター等へ相談することが難しい高齢者等の消費者被害の未然防止、拡大防止等を図るために、地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進に向け、引き続き地方公共団体等に対し、消費者安全確保地域協議会設置の意義や既存の他分野の地域ネットワークとの一体的運営を含む関係部所間の庁内連携について説明会や通知等で呼び掛ける。また、既存の見守り体制に関連する関係府省庁等とも連携し、消費者安全確保地域協議会の設立支援及び消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援により、地域の見守りネットワークの構築を推進する。更に、地域協議会の設置がなされた地方公共団体に向けては、先進的な取組事例及び消費者庁新未来創造戦略本部（令和元年度までは消費者行政新未来創造オフィス）と徳島県が連携して徳島県内で進められた設置促進の取組成果の展開等を通して、活動内容の実効性が向上するよう支援する。</p>								
<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>地方消費者行政強化作戦 2020</p> <p><政策目標 4> 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実</p> <p>消費者安全確保協議会の設置</p> <p>地域の見守り活動の充実</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会設置市区町村の都道府県内人口カバー率 50%以上 ・地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率 50%以上 <p>(定義)</p> <p>県人口に占める県内の消費者安全確保地域協議会設置市町村、消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の人口の合計の割合</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1592 1382 1877"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1592 651 1641">年度</th> <th data-bbox="651 1592 1382 1641">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1641 651 1691">令和 2 年度</td> <td data-bbox="651 1641 1382 1691" rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置及び取組への支援 ・消費生活協力員、消費生活協力団体の活用支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1691 651 1740">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1740 651 1789">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1789 651 1839">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1839 651 1877">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置及び取組への支援 ・消費生活協力員、消費生活協力団体の活用支援 	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置及び取組への支援 ・消費生活協力員、消費生活協力団体の活用支援 								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

項目名	③ 地方公共団体との政策・措置に関する 情報等の共有	担当省庁	消費者庁、関係省庁 等
-----	-------------------------------	------	----------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、関係省庁等の取組</p> <p>毎年4月に都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当課長等を対象とした「都道府県等消費者行政担当課長会議」を開催し、国の消費者行政の最近の動向について、情報共有を図る（関係省庁等や消費者委員会、国民生活センターも出席）。</p> <p>また、毎年10月から11月にかけて、全国を6つのブロックに分け、都道府県・政令指定都市の担当課長等との意見交換や情報共有の場としての「消費者行政ブロック会議」を開催する（関係機関として、経済産業局等の関係省庁等の地方支分部局や国民生活センター等も出席）とともに、地方公共団体の首長等への直接的な働きかけを継続して行う。その際、地方公共団体において消費者行政部局と関係部局との間で円滑な連携が図れるよう、必要な要請を行う。</p> <p>さらに、国民生活センターと地方公共団体で共催している「消費生活センター所長会議」に職員が出席し、意見交換や情報提供を行う。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>会議等の実施状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等消費者行政担当課長会議の実施状況（令和元年度：4月に実施） ・消費者行政ブロック会議の実施状況（令和元年度：全6ブロックで実施） ・消費生活センター所長会議への出席状況（令和元年度：全7ブロックに出席） ・地方公共団体の首長等への直接的な働きかけの実施状況 <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等消費者行政担当課長会議の実施（年1回） ・消費者行政ブロック会議の実施（全6ブロック） ・消費生活センター所長会議への出席（全7ブロック） ・地方公共団体の首長等への直接的な働きかけ（年間7地域） <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等消費者行政担当課長会議、消費者行政ブロック会議の実施及び消費生活センター所長会議への出席 ・地方公共団体の首長等への直接的な働きかけの実施 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等消費者行政担当課長会議、消費者行政ブロック会議の実施及び消費生活センター所長会議への出席 ・地方公共団体の首長等への直接的な働きかけの実施 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等消費者行政担当課長会議、消費者行政ブロック会議の実施及び消費生活センター所長会議への出席 ・地方公共団体の首長等への直接的な働きかけの実施 								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

○ 関係省庁等の取組

年度	取組内容
令和2年度	上記会議への参加による情報等の共有
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	